

第4回千葉市地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年10月26日(水)午後4時30分～

場 所 千葉市総合保健医療センター4階 会議室

次 第

1 開会

2 局長挨拶

3 議題

(1) 千葉市地域福祉計画「素案」について

4 閉会

未定稿

花の都ちば ささえあいプラン(仮称)

千葉市地域福祉計画(素案)平成18~22年度

千 葉 市

平成17年10月26日

プランの読み方

千葉市地域福祉計画は、地域の身近な生活課題を住民の参加によって、地域で解決していくための施策の方向と主な取組を定めたものです。

計画の名称は、千葉市が、花のあふれるまちを都市のイメージとしていることから、“**花の都ちば ささえあいプラン**”としました。

このプランでは、住民参加による地域活動を支援するために全市的に実施する公的施策や地域福祉の基盤づくりなどを盛り込んでいます。

住民参加を主体とした地域福祉の具体的な取組を知りたい場合には、それぞれの区ごとの計画書をご覧ください。

<プランの構成>

このプランは、第1章から第5章までの5章で構成されています。

第1章では、地域福祉の課題、地域福祉を推進する上での視点、自助・共助・公助の役割を記述しています。

第2章では、千葉市の現状を記述しています。

少子高齢化の現状など地域を取り巻く社会情勢、地域福祉活動の状況を記述しています。

第3章では、計画の概要を記述しています。

本市の地域福祉計画は、区ごとの計画と区の計画を踏まえて策定された市の計画があります。

そこで、区計画と市計画との関係、それぞれの計画の策定体制、また高齢者保健福祉推進計画、障害者保健福祉推進計画、夢はぐくむちば子どもプラン(次世代育成支援行動計画)など他の計画との関係等を記述しています。

第4章では、地域福祉を進めるための基本テーマを記述しています。

今回、このプランを策定するに当たっては、地域ごとに地区フォーラムを設置し、住民の皆さんの参加を得て、地域福祉の重要な生活課題を出してもらい、5つの基本テーマを導き出しました。

第5章はこのプランの本論といえる部分です。5つの基本テーマに沿って、これを具体化するための施策の方向と主な取組を記述しています。

市長メッセージ

目 次

第1章	なぜ、いま地域福祉計画なのか	1
1	地域福祉計画とは	1
2	地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割	4
第2章	千葉市の現状	5
1	位置・気候、沿革	5
2	地域福祉のあゆみ	6
3	地域福祉をめぐる社会情勢	8
4	地域福祉活動の状況	18
第3章	地域福祉計画の概要	23
1	住民参加による計画づくり - 策定の経緯 -	23
2	区計画と市計画との関係	27
3	他計画との関係	29
4	計画期間	33
第4章	地域福祉を進める5つの基本テーマ	34

第5章 基本テーマを具体化するための施策の方向	40
1 知る・えらぶ	
(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる	41
(2) 相談しやすい体制をつくる	44
2 つどう・参加する	
(3) 身近な居場所を確保する	48
(4) 多様な交流の機会を増やす	51
(5) 社会参加の機会を増やす	54
3 ささえる・つなぐ	
(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる	57
(7) 安心して暮らせるまちをつくる	61
(8) 地域のネットワークをつくる	65
4 育ち・育てる	
(9) 担い手となる人材を地域で育てる	69
(10) 福祉のこころをはぐくむ	72
5 基盤をつくる・進める	
(11) 地域福祉の基盤をつくる	74
(12) 住民参加の仕組みをつくる	76

第1章 なぜ、いま地域福祉計画なのか

1 地域福祉計画とは

(1) 背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になってきています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。

このため、よりきめ細やかな保健福祉サービスの提供を進めていきますが、地域においても、住民、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織をはじめとする様々な担い手と行政とが適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

また、今まで、福祉といえば高齢者、障害者、児童などの対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は、分野を超えた包括的なものであり、地域社会で担うものと考えられます。

このため、「住民参加」、「連携」及び「共生」といった視点から、地域における保健福祉を中心とした活動等を積極的に推進するため、『花の都ちば ささえあいプラン』（千葉市地域福祉計画）を策定しました。

(2) 地域福祉を推進するための大切な視点

現代社会においては、少子高齢化に伴い、保健、医療、介護・子育て支援などの市民ニーズが増大していることは言うまでもありませんが、個人の価値観や生活は、様々であることから、市民ニーズがますます多様化してきています。

このような多様なニーズに応えるためには、これまでのように、行政が提供するサービスだけでは十分ではなく、また、行政の力だけでは問題を解決する

ことは困難になってきています。

そこで、住民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ担い手が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

このため、自分のことは自分で行うこと(自助)、地域住民同士が支え合うこと(共助)、住民の自助努力や地域での支え合いができるような基盤づくりを行うとともに、住民の地域活動を支援すること(公助)の「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合い、みんなが共存するまちづくりを進めることが必要です。

地域福祉を推進する上での大切な視点は次のようなものです。

第1に、市民の知恵と経験を活かしたまちづくり、すなわち「住民参加」です。

地域の身近な生活課題を解決するためには、そこで生活を送っている住民の視点が大切であり、そのためには、長年培った知恵と経験を活かしていくことが必要です。

様々な社会資源を有効に活用しながら、住民の参加によりそれぞれの地域のニーズにあったきめ細かな解決策を考えていきます。

行政は、こうした住民の参加と活動を支援する役割を担うとともに、地域福祉の基盤づくりを行います。

第2に、地域における新しいコミュニティづくり、すなわち「連携」です。

これまで、地域というと、町内自治会、子ども会、老人クラブなどの地域コミュニティの組織、つまり生活圏を構成している生活集団を指していました。

一方、近年ではNPOなど特定の機能や目的を持った組織、団体が生まれ、各種の活動を展開しています。

これからの地域福祉活動は、地域福祉を実践している町内自治会や民生・児童委員、社協地区部会など地域密着型の組織がより力を発揮するとともに、特定の機能や目的で結びついたNPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、その他地域の構成員である学校や企業等と有機的な連携を図って、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを目指すことが求められています。

第3に、個性を認め合い、みんなが共存するまちづくり、すなわち「共生」です。

地域には様々な人が暮らしています。子育てに悩んだり、病気や障害があることで暮らしにくさを感じている人がいます。すべての市民が個性を認め合い、それぞれの生活を尊重するとともに、地域での問題を共有化することにより、お互いに助け合って共に生きるまちづくりを目指します。

地域福祉計画（社会福祉法では）

これからの福祉は、地域社会を構成するすべての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とすることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画です。

社会福祉法第107条 「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民、行政が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。このため、「自助・共助・公助」が適切に連携し、市民の参加により、地域全体で支え合い助け合う地域社会づくりが必要です。

(1)「自助」とは

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと」です。

つまり、自らの責任において、その人がその人らしく生きることを自分自身で決定し、実現に向けて創意工夫をこらし、自分たちでやるべきということです。行政まかせや他人ごとではなく、日常生活の中で個人や家族が自ら解決するということです。

(2)「共助」とは

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い」です。

年齢や障害の有無に関わらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。隣近所をはじめ、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織が地域で連携を深めて、ともに支え合い助け合うことで、地域の生活課題の解決を図るものです。

(3)「公助」とは

「公助」とは、「個人や家族、地域、あるいは民間の力だけでは、解決できないことについて、行政が生活課題の解決に向けた自助、共助の取組を支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを行うこと」です。

具体的には、広域的あるいは大規模な取組が必要なものや公共性、専門性を有するものであり、各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。

第2章 千葉市の現状

1 位置・気候、沿革

(1) 位置・気候

千葉市は、東経140度7分、北緯35度36分に位置し、千葉県のほぼ中央部にあたり、東京都心まで約40kmの地点にあります。

また、県内幹線道路及びJR・私鉄などの鉄道の起点として、さらに情報通信網の起終点として、県都にふさわしい要衝の地にあります。

その面積は、272.08km²です。

気候は温暖で、年間平均気温は16.3、年間降水量は1345.5mmとなっています。また台風、高潮等の災害も稀で、比較的恵まれた自然環境にあります。

(2) 沿革

千葉市の起源は、縄文時代初期とされており、これは、我が国最大級の規模を誇る加曽利貝塚や荒屋敷貝塚などの国指定史跡があり、原始・古代の歴史的遺産が豊富に残されていることからわかります。

本市の都市としての起源は、大治元年(1126年)千葉氏が土気大椎城から亥鼻台に居を移したときに始まります。

鎌倉時代には、関東屈指の都市として繁栄したと伝えられています。

その後、明治時代に至り、明治6年に千葉県が置かれると、その県庁所在地となり、県の中心都市としての地位を築きました。

大正10年1月1日、全国76番目の市として市制を施行した千葉市は、県都として、また県の政治、経済、文化の中心として、着実に成長してきていましたが、昭和20年、2度にわたる大空襲により、市街地の約7割を焼失しました。

戦後になり、本市は、1953年10月の町村合併促進法の施行などによる周辺町村との合併により、市域を拡大するとともに、復興の足がかりを千葉港と海岸の埋め立てに求め、また、企業誘致等を積極的に進め、それまでの消費都市から生産都市への一大転換を図りました。

このことにより、近代都市へと変貌した千葉市は、市民の叡智と努力により都市づくりを推進し、我が国有数の大都市として成長・発展を遂げ、その都市機能、行財政能力が認められ、平成4年4月1日に全国12番目の政令指定都市移行を実現しました。

その後、十数年が経過し、本市は、首都圏の一翼を担う大都市として、また、県都として、着実に発展・成長し続けています。

2 地域福祉のあゆみ

(1) 保健・医療・福祉の推進体制

地域福祉を推進する基幹的な機関である福祉事務所は、昭和26年に発足しましたが、生活保護や保育、障害者福祉の需要の拡大に伴い、昭和58年には、一般市としては、全国2番目の福祉事務所の分割が行われ、中央・南・西の3つの事務所が設置されました。さらに、福祉事務所は、平成4年の政令指定都市移行に伴い、6つの行政区に置かれることになりました。

保健・医療については、昭和43年に旧市立病院が、昭和59年に市立海浜病院が新設され、2市立病院体制となり、昭和49年に健康増進センター、昭和55年から61年にかけて、6つの保健センターが整備され、母子保健や成人保健の推進を図れる体制ができました。そして、昭和63年には、県から保健所の移管を受け、1保健所6保健センターの執行体制となりました。

平成13年には、「保健福祉センター整備基本計画」がとりまとめられ、各区に福祉事務所と保健センターの機能を統合し、地域保健福祉活動の拠点となる「保健福祉センター」を計画的に整備していくことになりました。平成17年4月には、その第1号として、若葉保健福祉センターが開所したところです。

(2) 地域福祉の関連組織

千葉市社会福祉協議会は、社会福祉事業法のできた翌年、昭和27年に発足し、生活困窮者に対する金銭的援助や戦災等による孤児の対策に乗り出しました。

また、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題により細やかに対応するため、地域住民自身による自主組織である社協地区部会を

おおよそ中学校区ごとに、現在、５７地区設置され、各地区で活発な活動が行われています。

民生・児童委員は、昭和２３年の民生委員法に基づき発足し、地域で様々な支援活動を展開し、地域福祉の基礎が築かれました。

また、千葉県独自の母子福祉推進のために母子福祉推進員が昭和３１年に発足し、民生委員制度を補完する制度として、地域福祉の推進に寄与しました。

昭和４０年代から、千葉市は、急速な発展を遂げたわけですが、地域福祉の状況もこれに応じて規模が拡大され、昭和４４年には、民生・児童委員が３５１人だったものが、昭和５０年には６８１人、６０年には８４７人、平成１５年には１，３３５人と、大きく増加したところです。

なお、平成１６年、母子保健福祉推進員は、その役割を民生・児童委員へと承継することになりました。

住民組織については、昭和３４年に千葉市町内自治会連絡協議会（以下、市連協）が発足し、町内自治会組織の体制が整いましたが、政令指定都市移行に伴い、市連協、区連協、地区連協の体制が整備されました。平成１７年８月１日現在で、１，０１０団体、２８３，４７８世帯が加入しています。

発足以来、会員相互の親睦と連絡協調を図り、地域社会の発展と福祉増進等に着実な成果を収めるとともに、行政との疎通を図るパイプ役として重要な役割を果たしています。

（３）近年の動き

このように、千葉市の発展とともに、地域福祉の仕組みも拡大してきました。

平成１３年に策定された「地域保健福祉推進計画」は、（１）地域保健福祉体制の充実、（２）福祉のまちづくりの推進、（３）健康福祉意識の醸成で構成され計画を推進してきました。

また、各区の地域福祉の拠点となる保健福祉センターの整備を進めるとともに、「高齢者保健福祉推進計画」（平成１５年３月）「障害者保健福祉推進計画」（平成１３年３月）「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」（平成１７年３月）などの対象者別計画を策定し、施設数やサービス量の目標値を掲げて整備が進められています。

さらに、これらの対象者別計画のほか、「保健医療計画」（平成１３年３月）

「新世紀ちば健康プラン」(平成14年12月)や「交通バリアフリー基本構想」(平成13年11月)、「男女共同参画基本計画(ハーモニープラン)」(平成15年4月)などの各種行政計画が策定され、施策の体系化が進められました。

3 地域福祉をめぐる社会情勢

(1) 急速な少子・高齢化

千葉市の総人口は、平成17年10月1日現在、921,653人となっており、前年に比べて3,000人程度の増加となっています。

千葉市の人口構造の特徴としては、昭和40年代の高度経済成長時に東京のベットタウンとして花見川団地(7,081戸)、幸町団地(5,914戸)、千城台団地(7,100戸)、稲毛海浜ニュータウン(23,000戸)などの大規模団地が次々と造成され、大量の労働力人口が流入したため、全国と比べて第1次、第2次ベビーブーム世代の割合が高い点にあります。

平成17年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、14万7千人となり、高齢化率も16.0%に上昇しています。区別の高齢化率では、若葉区が18.9%と最も高く、中央区(17.8%)、花見川区(16.2%)、稲毛区(16.2%)、緑区(12.9%)、美浜区(12.6%)の順に低くなっています。

平成12年の国勢調査では、全国の約17%に対して千葉市の高齢化率は約13%となっていますが、平成7年～12年の千葉市の高齢化は全国を上回るスピードで進んでおり、また、今後10年程度で高齢期に入りきる55～64歳の層がやや高いことから、急速な高齢化が進むことが予想されます。

平成17年10月1日現在の14歳未満の年少人口については、12万9千人、年少人口比率は14.0%となっています。区別の年少人口比率は、緑区が18.0%と最も高く、美浜区(14.8%)、花見川区(13.7%)、若葉区(13.3%)、稲毛区(13.0%)、中央区(12.7%)の順となっています。

出生数は、年変動があるものの、この10年程度は8,500人前後となっています。また、平成16年の出生率(人口千人対)は、9.1と全国平均の

8.8より高くなっていますが、合計特殊出生率については、多少の増減はあるものの、ほぼ一貫して低下しており、平成16年の合計特殊出生率は、1.22となっており、全国平均の合計特殊出生率1.29を下回っています。

図1 年齢別人口構成の全国との比較（平成12年国勢調査）

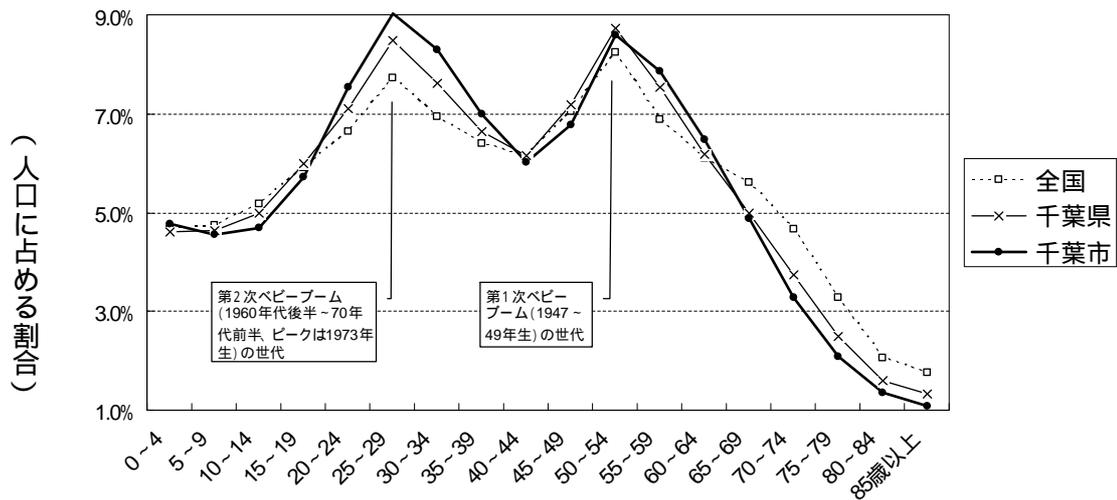


表1 各区別の登録人口（平成17年10月1日現在）

年齢	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	千葉市
0 ~ 4	8,402	8,236	6,461	6,481	6,163	7,484	43,227
5 ~ 9	7,796	8,614	6,478	6,878	6,955	7,582	44,303
10 ~ 14	7,037	7,908	6,422	6,597	7,145	6,459	41,568
15 ~ 19	7,599	8,366	7,400	6,825	6,677	6,173	43,040
20 ~ 24	11,976	10,679	10,443	8,421	6,283	7,782	55,584
25 ~ 29	14,340	13,073	11,398	9,890	6,856	10,746	66,303
30 ~ 34	17,283	16,855	13,054	12,879	9,438	14,612	84,121
35 ~ 39	15,359	15,538	11,587	11,391	9,596	13,636	77,107
40 ~ 44	12,792	11,999	9,843	9,380	9,115	10,861	63,990
45 ~ 49	10,574	9,791	8,920	7,910	7,742	8,339	53,276
50 ~ 54	11,353	11,588	10,060	9,501	7,455	9,458	59,415
55 ~ 59	13,792	15,085	12,129	12,745	8,021	13,078	74,850
60 ~ 64	12,276	13,837	10,663	12,605	6,781	11,344	67,506
65 ~ 69	10,414	11,201	8,655	10,548	5,318	8,386	54,522
70 ~ 74	8,810	7,835	6,542	7,567	3,746	5,105	39,605
75 ~ 79	6,311	4,904	4,230	4,752	2,511	2,498	25,206
80 ~ 84	3,819	2,873	2,615	2,827	1,584	1,325	15,043
85歳以上	3,265	2,551	2,121	2,580	1,407	1,063	12,987
合計	183,198	180,933	149,021	149,777	112,793	145,931	921,653
年少人口比率	12.7%	13.7%	13.0%	13.3%	18.0%	14.8%	14.0%
高齢化率	17.8%	16.2%	16.2%	18.9%	12.9%	12.6%	16.0%

表2 高齢化率の推移と速度（国勢調査）

	高齢化率(%)					年率(%)			
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年 60年	昭和60年 平成2年	平成2年 7年	平成7年 12年
全国	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	0.24	0.34	0.50	0.56
千葉市	5.0	6.0	7.4	9.4	12.6	0.20	0.28	0.40	0.64
中央区	-	-	-	12.8	16.1	-	-	-	0.66
花見川区	-	-	-	9.0	12.3	-	-	-	0.67
稲毛区	-	-	-	9.3	12.8	-	-	-	0.70
若葉区	-	-	-	10.2	14.0	-	-	-	0.77
緑区	-	-	-	9.3	10.7	-	-	-	0.28
美浜区	-	-	-	5.0	8.3	-	-	-	0.66

年率は各5年間の高齢化率の増加分を平均したもの

図2 出生数の推移（人口動態統計）

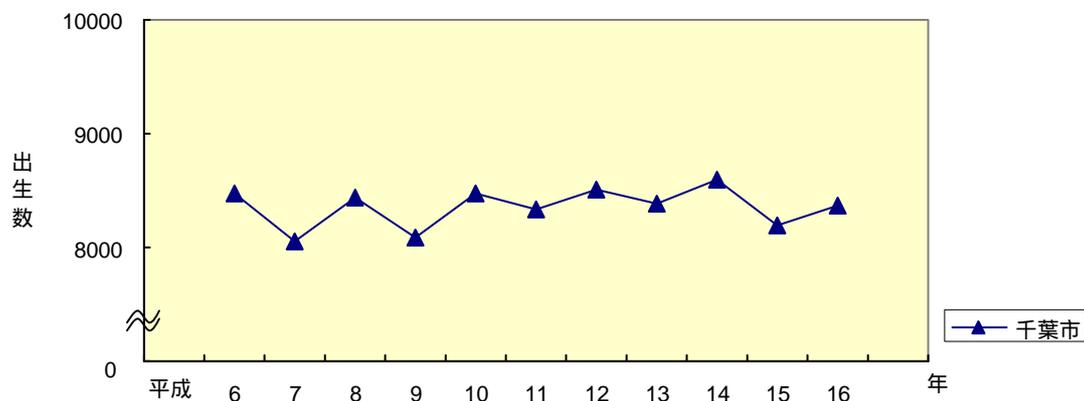


図3 出生率の推移（人口動態統計）

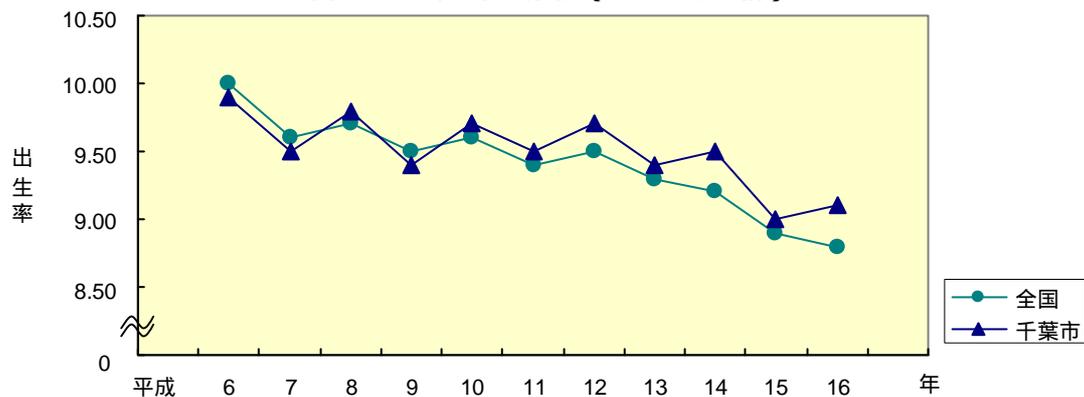
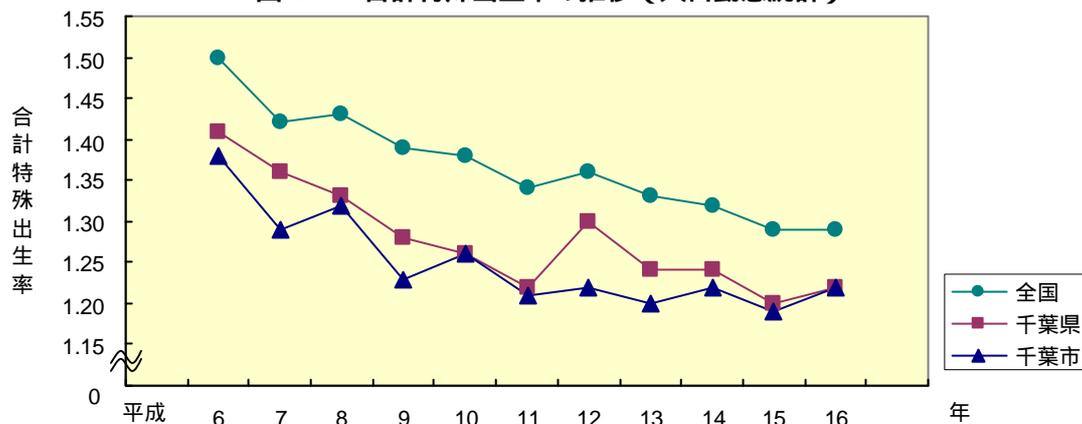


図4 合計特殊出生率の推移（人口動態統計）



合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを示す値。

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

「日本の将来推計人口（H14）」によると、日本の人口は平成18年にピークに達し、以後減少に転ずるとされていますが、千葉市では、平成27年まで増加するものと見込まれています。

平成27年以降は、死亡数が出生数を上回り、自然減となり、年とともに自然減の幅が拡大します。

人口の高齢化が進み、65歳以上人口の割合は、平成22年には20.6%、平成27年には24.7%に上昇します。65歳以上人口の割合の上昇幅は、平成7年～17年の7.1ポイント（9.4%～16.5%）から平成17年～27年には8.2ポイント（16.5%～24.7%）と増大します。

表3 千葉市の将来人口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	856,878	887,164	924,238	955,319	973,554
出生数(人)	40,498	42,424	43,044	40,570	37,417
死亡数(人)	19,874	23,102	26,229	31,812	38,154
自然増減数(人)	20,624	19,322	16,815	8,757	-737
純転入数(人)	6,636	11,127	20,259	22,324	18,972
人口増加数(人)		30,286	37,074	31,082	18,235
人口増加率(%)		3.53	4.18	3.36	1.91

注:平成7年及び平成12年は国勢調査による実績値、平成17年以降は推計値。

表4 総人口及び年齢3区分別人口の見通し

年	総人口	年齢3区分別人口					
		実数(人)			構成比(%)		
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上
平成7年	856,878	129,858	645,941	80,794	15.2	75.4	9.4
平成12年	887,164	123,766	647,283	111,959	14.0	73.3	12.7
平成17年	924,000	127,000	645,000	152,000	13.7	69.8	16.5
平成22年	955,000	128,000	630,000	197,000	13.4	66.0	20.6
平成27年	974,000	123,000	611,000	240,000	12.6	62.7	24.7

注:平成7年及び平成12年は国勢調査による実績値、平成17年以降は推計値

平成7年及び平成12年は年齢不詳があるため、実数の合計は総人口に一致しない、構成比は年齢不詳人口を除く割合。

(2) 高齢単身世帯の増加

近年は単独世帯の増加が顕著で、平成2年から12年までに1.6倍となっていますが、高齢単身者(1)はさらに顕著に増加しており、平成2年から12年までに6,327人から17,386人へと2.8倍の増加となっています。

高齢夫婦世帯(2)についても同じ10年間で2.2倍に増加しています。

表5 世帯数と伸び率(H12国勢調査)

	平成2年 (a)	平成12年 (b)	伸び率 (b/a)
一般世帯(世帯)	278,884	345,488	1.24
核家族世帯(世帯)	190,061	220,971	1.16
うち高齢夫婦世帯	10,260	22,070	2.15
単独世帯(人)	62,370	98,833	1.58
うち高齢単身者	6,327	17,386	2.82

(1) 高齢単身者: 65歳以上の単独世帯の者をいう。

(2) 高齢夫婦世帯: 65歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

(3) 要支援者の状況

要介護者

平成12年度と平成16年度における要介護（要支援）認定者数を比較すると、いずれの認定区分も増加している状況です。

特に、要支援や要介護1に認定された者が著しく増加しています。

(人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成12年度	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
平成16年度	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078

3月31日現在

障害者

平成12年度と平成16年度における障害者（身体・知的・精神）の手帳交付数を比較すると、いずれの障害者も交付数が増加しています。

(件)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成12年度	19,361	2,931	887
平成16年度	23,220	3,615	1,761

3月31日現在の各手帳の交付状況

生活保護受給世帯数等

平成12年度と平成16年度における生活保護受給世帯数及び保護人員等を比較すると、いずれも著しく増加しています。

	被保護世帯数	被保護人員(人)	保護率
平成12年度	3,996	5,851	6.6‰
平成16年度	6,982	10,179	11.1‰

年度の平均値であるため、内訳等は必ずしも一致しない。

‰（パーミル）とは千分率。（例）6‰であれば、1,000世帯中6世帯を意味する）

ホームレス

目視調査による平成16年度のホームレスの数は、118人となっています。

	人数
平成12年度	98
平成16年度	118

(4) 地域における福祉活動団体の変化

町内自治会加入率の推移

町内自治会への加入率は、過去5年間で、6区とも減少傾向にあります。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	79.8	78.1	76.5	75.5	74.8
中央区	80.7	79.0	76.8	75.9	74.9
花見川区	86.8	85.9	85.0	83.5	83.2
稲毛区	82.9	81.8	80.3	79.1	78.6
若葉区	74.0	73.0	73.3	73.0	71.9
緑区	65.6	64.6	62.1	61.6	61.0
美浜区	81.2	76.7	73.9	72.6	72.4

各年とも3月31日現在

加入率 = 加入世帯数 ÷ 全市または各区の世帯数

老人クラブ加入率の推移

老人クラブの加入率は、高齢期を迎えた方の新規加入が少ないため、過去5年間で、6区とも減少傾向にあります。

	加入率(%)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
千葉市	10.6	9.7	9.1	8.4	8.0
中央区	17.3	16.1	15.4	14.1	13.4
花見川区	7.2	6.6	6.3	5.8	5.3
稲毛区	9.5	8.4	7.8	7.2	6.8
若葉区	8.5	7.8	7.2	6.8	6.7
緑区	10.1	9.6	8.3	7.5	6.8
美浜区	8.8	8.2	7.9	7.9	7.8

各年度とも4月1日現在

加入率 = 加入している60歳以上の人数 ÷ 全市または各区の60歳以上の人口

社協地区部会加入世帯数の推移

社協地区部会の会員数は、中央区・緑区で増えていますが、他の4区については、多少の増減はあるものの、同水準となっています。

	加入世帯数(世帯)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	163,727	161,612	164,059	167,026	170,554
中央区	45,263	46,273	46,654	46,320	49,225
花見川区	23,948	23,801	23,833	23,678	23,133
稲毛区	30,214	29,662	29,174	28,213	28,791
若葉区	25,197	25,492	24,989	25,145	24,691
緑区	12,202	12,676	13,290	17,902	18,205
美浜区	26,903	23,708	26,119	25,768	26,509

各年とも3月31日現在

市内で活動するNPO法人登録数の推移

	法人数				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	28	55	105	166	215

各年とも3月31日現在

ボランティアの登録数の推移

ボランティアセンターの登録数は、多少の増減はあるものの、増加傾向にあることから、今までの経験などを活かして、貢献したいと思っている人が増えていることが伺えます。

	登録者数(人)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
個人ボランティア	2,555	2,871	3,210	3,625	3,886
ボランティアグループ ()内はグループの数	5,981 (145)	5,567 (138)	6,884 (154)	6,361 (164)	6,429 (167)
合計	8,536	8,438	10,094	9,986	10,315

各年とも3月31日現在

(5)「国と地方」の関係、「行政(公)と民間(私)」の関係の見直し

経済や人口の急速な成長期を過ぎ、社会が成熟に向かうにつれ、これまでの中央集権的な行政システムを見直し、自立した自治体が各地方の選択に基づき自己責任のもとで自主的、自律的に行政を行い、各地の実情に応じたまちづくり、社会づくりを進める必要性が高まりました。そのため、市町村合併の推進が図られ、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の原則が明確にされました。

国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模で行わなければならない施策及び事業の実施を担い、地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うという「国と地方の役割分担の原則」が明確にされました。

また、国と地方の財政構造に関して、国庫補助負担金の縮減、地方交付税交付金の見直し、課税自主権の拡大を含む地方への税源配分、を一体的に

実現しようとするいわゆる「三位一体の改革」が進められています。

国と地方のあり方の見直しとともに、行政（公）と民間（私）のあり方についても見直しが行われています。住民の価値観が多様化し、公共サービスに対するニーズも多様化していますが、少子高齢化への対応や環境と共生する社会の形成など、地域社会の課題が複雑、高度になる中、行政（公）のみで解決にあたるには財源的にも、政策手法の面でも限界が生じています。

一方、民間（私）では、様々な企業が良質かつ効率的なサービスの提供主体として活躍しているほか、ボランティアやNPOなどの形で、社会的な課題に主体的、積極的に取り組む人々が増えています。こうした動きを後押しするために、平成13年4月1日内閣府に「総合規制改革会議」が設置され、株式会社やNPOによる学校の設置や運営が認められたり、幼・保一元化の促進、指定管理制度の導入、公共施設等の民間による管理・利活用の推進が定められるなど、「規制改革」も様々な分野で進められています。

今後は、住民に身近な自治体において、行政（公）サービスのみならず、多様な民間（私）の企業、団体、個人が、それぞれの特性を生かした役割を果たしていくことが求められています。

（6）「措置」から「契約」へ

我が国の社会福祉制度は、戦後の戦争被災者や生活困窮者に対する救貧対策の「措置」制度を中心として構成され、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき進められてきましたが、その後、増大・多様化する国民の福祉へのニーズに対応するよう見直しが行われてきました。その中でも、特に重要なのは、「措置制度」を改めた点です。従来、利用者は、福祉サービスを受ける際、本人にほとんど選択の余地がなく、行政による「措置」として行われてきましたが、それを利用者が事業者と対等な関係で、施設やサービス内容を選べる契約を基本とする制度に再構築されました。まず、平成10年4月に児童福祉法が改正され、保育所について改革が行われました。その後、平成11年4月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革」が提唱され、これを受けて平成12年に社会福祉法が制定され、同年4月より介護保険制度がスタートし、平成15年4月からは、身体障害者、知的障害者を対象とした支援費制度がスタート

しています。

福祉サービスの提供は、民間事業者が中心となって行うこととなり、サービスの量的拡大と質の向上が図られています。

(7) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもので、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、従来、委託先が公共団体等に限定されていた公の施設の管理運営について、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

民間事業者等の能力が発揮されることで、施設運営の効率化と市民サービスの向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとってメリットが見込まれます。

市の福祉関連施設は、ハーモニープラザ、いきいきプラザ・いきいきセンター、福祉作業所などについて、指定管理者制度が導入されます。

「公の施設」とは、公園や道路、福祉施設、体育館や図書館など、住民福祉の増進を目的に自治体が設置する施設のこと

(8) 個人情報の保護

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、官民を通じて、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくものと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

こういった状況の下、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利、利益を保護することを目的とした個人情報保護法が平成17年4月より全面施行され、より適正に個人情報を取扱っていくことが求められています。個人情報の収集、利用に当たっては、目的を明確にした上で、本人の同意のもとに行うことが基本となります。

一方、地域福祉の面から見ると、近隣住民の中で支援を必要としている人を

把握したい場合や、災害時などの緊急時用の名簿を作成したいという場合に、個人情報保護の面からその取扱いを慎重にしていく必要があります。

4 地域福祉活動の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて、全国の都道府県、市町村に設置されている社会福祉法人で、地域住民、民生・児童委員、社会福祉事業者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住み慣れたまちでだれもが安心して生活することのできる「共に手を携える福祉社会の実現」を目指して、日ごろから様々な活動を行っています。

例えば、高齢者や障害者の在宅生活を支援するための訪問介護や配食サービスなどの各種福祉サービスや相談活動などを行っているほか、地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を十分踏まえて、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、おおむね中学校区を活動範囲に、住民自身が、自発的に自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的にとらえ、問題の解決にむけて幅広い地域福祉活動を行っているのが、社協地区部会です。町内自治会、民生・児童委員、老人クラブ、子ども会、PTA、日赤奉仕団など、地域の福祉活動の担い手で構成されており、市内には、57地区部会があります。

社協地区部会では、地域ボランティアの協力を得て、高齢者や子育て中の親子が気軽に集える「ふれあいサロン活動」を進めているほか、中央区のハーモニープラザ内及び若葉保健福祉センターのボランティアセンターでボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、仲介などを行っています。

このように、社会福祉協議会は、日ごろの地域福祉活動を通して、豊富な実績と高度な知識とノウハウを有し、また、地域の様々な社会資源のネットワークを持っています。

地域を構成するすべての人がそれぞれの役割を持ち、支え合うことが求められている今日において、社会福祉協議会は、地域力を高める中心的な役割が強く期待されています。

(2) 町内自治会

町内自治会は、住民相互の理解と親睦に寄与し、福祉・文化・生活環境の向上発展を図ることを目的とした組織です。

組織構成は、千葉市町内自治会連絡協議会の下に6区の区町内自治会連絡協議会があり、その下に47地区の地区町内自治会連絡協議会があります。17年8月1日現在で、地区町内自治会連絡協議会は1,010団体の単位町内自治会(平成17年8月現在)により構成されています。

町内自治会の役割としては、

1 親睦と連帯 2 住民要求の反映 3 地域課題の発見と解決
4 地域内の利害等の調整 5 生活環境の改善 6 市政への参加
などを円滑に推進することにあります。

これらは、住民の自発的な活動による意見の集約を通じて行われるものであり、特に住民参加のまちづくりという点から、地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

(3) 民生・児童委員

民生・児童委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者(児)、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談指導に当たる地域の奉仕者です。市内には、75地区、1,399名(定員)の民生・児童委員と150名の主任児童委員がいます。

民生委員法により、「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態を把握し、心配ごとの相談を受けたり、子どもの遊び場を確保するための活動を行うなど、地域の福祉を高めるため、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。

また、生活保護、児童・母子、高齢者、障害者等の福祉に関する相談や指導・助言を行ったり、福祉事務所、児童相談所などの行政機関や社会福祉施設と密接に連絡を図り、その利用と機能を高めることも行っています。

地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の中心的な担い手として、ますます、その活動が期待されています。

(4) NPO

市内に事務所を置くNPOは約1,000団体あり、その数は年々増加しています。また法人格を有するNPO法人は200団体あります。

市では、平成16年7月に市民活動センターを設置し、市内のNPO活動を支援しています。

NPOは、行政と企業という従来型のサービス提供主体では、十分に対応できなくなった多様な社会的需要を満たす新しい社会活動の担い手として成長しています。

NPOは、営利を目的としない組織であり、新しい分野の事業を先駆的・実験的に展開することができるとともに、参加者個人の適性や能力を生かして、自己実現の場を提供することにもつながります。

特に、地域福祉に関わるNPOに対しては、地域における市民のニーズを調査・把握し、それを行政や政策へと媒介する機能や、福祉における利用者主体を保障する権利擁護機能、保健・医療・福祉の連携や情報提供のネットワーク機能、自ら福祉サービスを提供しながら、市民に必要な福祉サービスを自立的に形成していく機能などが期待されます。

コラム

‘NPO’とは、‘Nonprofit Organization’の略で「民間非営利組織」と訳されています。

利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てることに特徴があり、利潤を追求することを目的とする企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織です。その事業の内容は、福祉活動、環境運動、まちづくりなど多岐に及びます。

特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10年12月に施行され、特定非営利活動を行うことを目的とした団体に、NPO法人格を付与されることになりました。この法律による認証により、非営利団体が、法人名で資産を保有し契約を結ぶ道が開けました。

(5) ボランティア

ボランティア活動は住民が自らの意思で時間、技術、経験などを活用し、提供することによって、助け合い、経験し、学び、ともに生きる活力ある地域社会をつくっていく上で欠かすことのできないものです。

少子高齢化や核家族化が進み、家庭における扶助機能や地域コミュニティの相互扶助機能が低下する中で、ボランティア活動は高齢者や障害者、青少年を含む全ての人々がともに支え合い助け合うまちづくりを推進する核となるものと考えられます。

人々のライフスタイルが大きく変化しつつある現在、ボランティア活動への参加は、今までの生活とは違った分野の人々との交流が広がり、新たな世界に触れることによる学びの機会を得ることができ、充実した人生を過ごすことが期待できます。

とりわけ、今後、いわゆる団塊の世代が定年を迎えることになりませんが、豊富な経験や知識を蓄えた人がその能力をボランティア活動に活かすことによって、活動を通じた自己実現を図り、参加者に生きがいや喜びをもたらすとともに、暮らしやすく活力のある地域づくりに大きな力を発揮することが期待されます。

社協のボランティアセンターでは、市民のボランティアの登録を受付、利用したい人との仲介を行うとともに、ボランティアの育成のための指導者の養成、入門講座などを実施しています。平成17年3月末で10,315人がボランティア登録しています。

(6) 社会福祉事業者

市内には、現在(平成17年4月現在)高齢者、障害者、児童の社会福祉施設は、合わせて434か所あります。(高齢者203か所、障害者111か所、児童107か所、その他13か所)

社会福祉施設は、幅広い社会福祉の専門機能と専門的なマンパワーを有しています。各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネーターや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れなどを通して、地域の福祉サービスの拠点としての役割が期待されます。

また、介護保険制度の導入後、特に民間の介護サービス関連事業者が大きく成長しており、居宅介護支援（ケアマネージャー）事業所 199 か所、訪問介護（ホームヘルプ）事業所 152 か所、在宅介護支援センター 17 か所などがあります。

（7）その他

地域における福祉活動を行っている関係団体は数多くあり、様々な活動を行っています。

例えば、日本赤十字社では、個人の尊厳をもってその人らしい自立した生活を送れるよう全国で社会福祉事業を行っています。

具体的な事業としては、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉施設の運営に加え、地域住民からなる赤十字ボランティアや日赤の各都道府県支部、赤十字病院や血液センターの連携によって、福祉サービスを必要とする人を地域全体で支える活動(地域福祉活動)を推進しています。

また、更正保護に関わる団体・組織として、保護司組織（保護司会、保護司会連合会）や更生保護女性会などがあります。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には民間のボランティア）です。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。現在では地区会数約 1,300、会員数約 20 万人を数えます。

近年では、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

第3章 地域福祉計画の概要

1 住民参加による計画づくり - 策定の経緯

今回の地域福祉計画の策定には、多くの住民の方に参加していただき、生活課題の抽出から解決のための取り組みに至るまでを、検討してきました。

地域福祉計画 地区フォーラム委員数一覧表（平成16年6月1日現在）

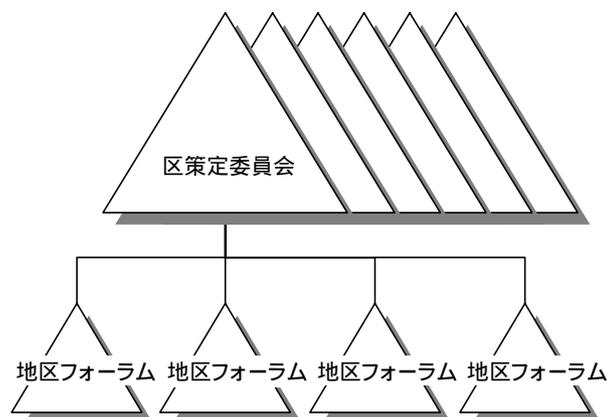
区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	全市
	78	65	65	77	60	63	408
	38	36	35	34	31	36	210
地域住民	14	15	10	13	12	14	78
	身体障害者	4	4	4	4	4	24
	知的障害者	4	4	4	4	4	24
	精神障害者	2	3	1	3	1	13
	子育て支援を必要とする者	4	4	1	2	3	17
公募委員	15	13	15	11	12	13	79
地域住民	9	8	10	10	7	9	53
	学校関係者	2	2	2	2	2	12
	町内自治会	4	4	4	4	2	22
	老人クラブ	3	2	4	4	3	19
福祉活動者	27	17	19	22	14	16	115
福祉活動者	14	9	9	12	4	7	55
福祉活動者	5	4	4	4	4	4	25
福祉活動者	4	4	4	4	4	4	24
福祉活動者	4	-	2	2	2	1	11
福祉事業者	13	12	11	21	15	11	83
福祉事業者	3	2	2	8	5	1	21
福祉事業者	4	4	4	5	5	4	26
福祉事業者	4	2	3	4	3	3	19
福祉事業者	2	4	2	4	2	3	17

(1) 地区フォーラムと区地域福祉計画策定委員会

地域福祉の推進には、住民の皆さん自身が自らの地域に関心を持ち、地域の生活上の課題を明らかにしながら互いに支え合うような関係づくりを進めることが重要です。

このことから、住民の皆さんが、地域に密着した生活課題を発見し、解決策を導き出すための話し合いを重ね、策定作業を進めることとしました。

平成16年4月(若葉区は1月)に地域住民を含む様々な関係者から成る地区フォーラムを区ごとに4つ、全市で24設置しました。



1つの地区フォーラムはおおむね15人で構成され、地区フォーラム委員は、全市で408人にのぼっています。

地区フォーラムには、今後の地域福祉を推進する担い手となる住民の参加が不可欠であるため、要支援者を含む地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉活動を行う者等が参加しています。

また、区地域福祉計画の検討組織として、「区地域福祉計画策定委員会」を区ごとに設置しました。

地区フォーラム写真

(2) 市地域福祉計画策定委員会

市地域福祉計画の策定については、市地域福祉計画策定委員会を平成17年2月に設置しました。

構成メンバーは、公募委員、社会福祉関係者、学識経験者及び各区策定委員会委員長の合計15人から構成されています。

策定委員会写真

(3) アンケート調査結果の概要

ア 調査期間

平成16年5月10日(月)～25日(火)

(若葉区のみ平成16年2月20(金)日～3月5日(金))

イ 調査対象

市内に在住する16歳以上の市民4,800人、内訳は各区800人で、地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を無作為抽出しました。

ウ 調査方法

郵送配布、郵送回収により行い、回答は無記名としました。

エ 回収数

回収数は、以下のとおりです。

	送付数	回収数	回収率
中央区	800	234	29.3%
花見川区	800	356	44.5%
稲毛区	800	347	43.4%
若葉区	800	362	45.3%
緑区	800	312	39.0%
美浜区	800	345	43.1%
合計	4,800	1,956	40.8%

オ 調査の概要

- ・ 属性
- ・ 地域との関わり
- ・ 地域活動・ボランティア活動
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度
- ・ 福祉のまちづくり
- ・ 今後の福祉のまちづくりに重要なこと

(4) パブリックコメントの実施

2 区計画と市計画との関係

千葉市は、市域も広く、地域によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画内容を踏まえた市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

（１）区計画とは

身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（自助）、地域住民同士が支え合うこと（共助）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

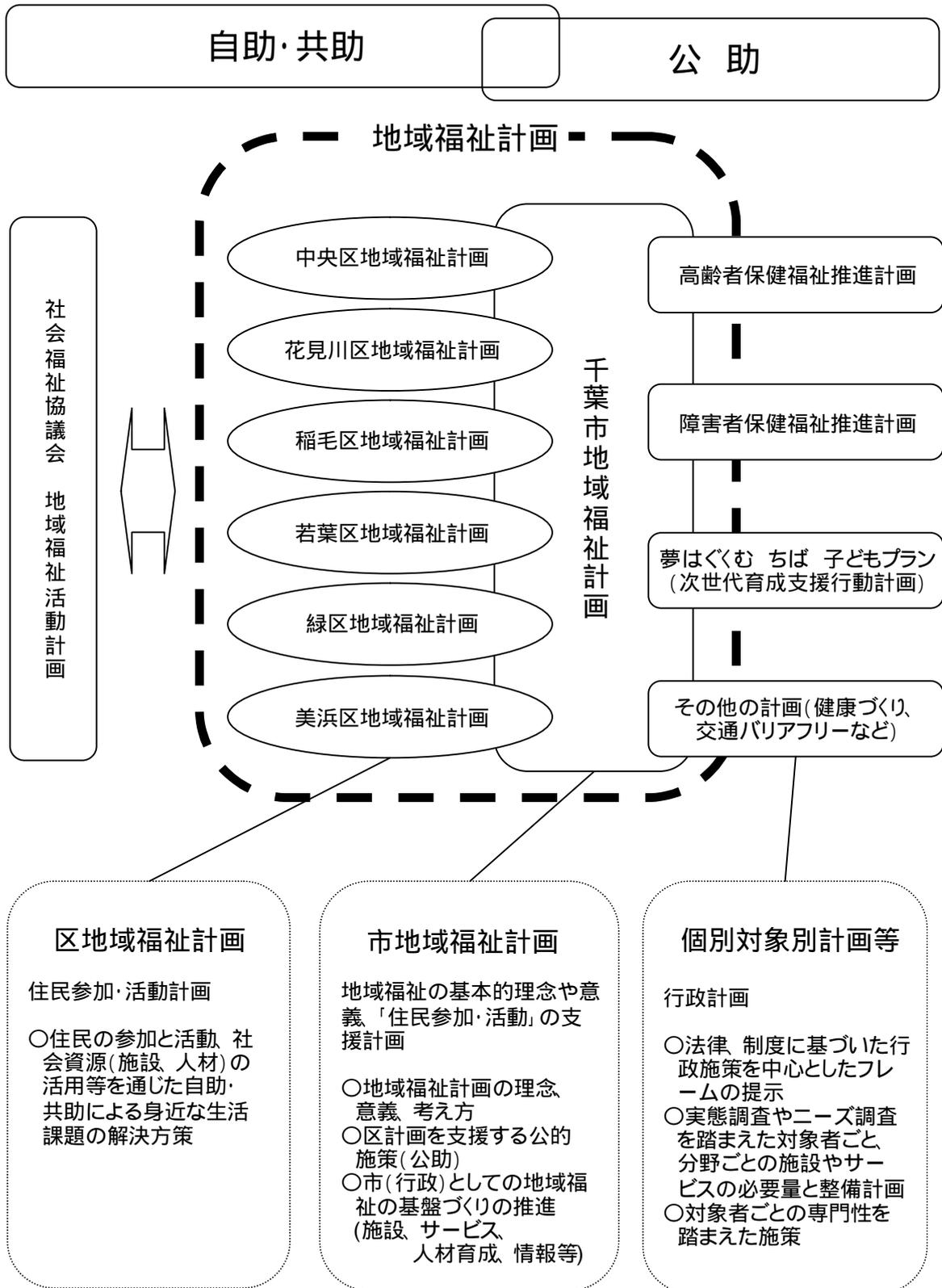
策定当初から市民の皆さんが参加し、地区フォーラムや区の策定委員会を通じて自ら課題を設定し検討を行ったものであり、市民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

なお、これらの解決策を実現するために求められる公的施策や支援の方向性についても言及されています。

（２）市計画とは

地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（施設整備、サービス、人材育成、情報等）（公助）を中心として盛り込まれています。

各計画の関係(イメージ図)



3 他計画との関係

(1) 個別対象別計画との関係

千葉市では、千葉市新総合ビジョンに基づき、安心して暮らせる健康福祉のまちの実現に向けて、各種施策を総合的、計画的に展開してきました。

保健福祉施策の推進にあたっては、「高齢者保健福祉推進計画」(平成15年3月策定)、「障害者保健福祉推進計画」(平成13年3月策定)、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン(次世代育成支援行動計画)」(平成17年3月策定)といった行政計画を策定し、施策の積極的な推進を図ってきました。

これらの行政計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査を踏まえた、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心として盛り込まれています。

ア 高齢者保健福祉推進計画

高齢者が、住み慣れた地域の中で、いつまでも健やかに、快適に安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指し、市では、高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画含む)を策定し、社会福祉施設の整備や保健福祉サービスを計画的に推進しています。

平成18年度を初年度とする高齢者保健福祉推進計画(計画期間は平成20年度までの3年間)では、国が介護保険などの社会保障制度全般の見直しを行い、介護保険制度が予防重視型の制度に転換したこと、2015年には団塊の世代が65歳以上になることなどの社会的な背景を踏まえて、策定作業が進められています。

(計画に反映が予定される主な内容等)

(1) 介護保険事業

新予防給付や地域支援事業の新設

- ・ 新予防給付として、筋力向上・栄養改善等の新たなサービスの実施
- ・ 地域支援事業として、健康診査や閉じこもり予防等の総合的な介護予防事業の実施

地域における総合的なマネジメント機関として地域包括支援センターの

整備

- ・ 総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、地域のケアマネジメントの支援

日常生活圏域ごとの地域密着型サービス事業などの整備

- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム等の整備

(2) 高齢者の生きがいづくり等

いきいきセンター整備等の生きがい対策事業の充実など、高齢者実態調査の結果を踏まえた新規事業の検討

イ 障害者保健福祉推進計画

平成16年の障害者基本法の改正により、全ての市町村に「障害者計画」の策定が義務付けられました。

また、これまで身体障害者・知的障害者・精神障害者の各福祉法に基づいて提供されていた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する制度改正に向けた「障害者自立支援法案」が国会に提出されており、同法案では「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられています。

(計画の概要)

(1) 障害者計画

障害者施策に関する基本的な計画

障害者の現状

主な整備目標

施策の展開（生活支援、雇用・就業、情報・コミュニケーション、教育・育成、保健・医療など）

(2) 障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保に関する計画

障害福祉サービス

相談支援

地域生活支援事業

障害者支援施設

費用の見込み など

障害者自立支援法案の全般的な施行は、平成18年10月であることから、まず、障害者計画を策定することとし、計画期間は第2次5か年計画との整合を図り、5か年とします。

なお、障害福祉計画は、国の基本指針を踏まえ、平成18年度に策定することとします。

ウ 夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）

（ひとり親家庭等自立支援計画を含む）

子育て支援を総合的・効果的に推進するための新たな計画として、「夢はぐくむ ちば子どもプラン」を策定しました。これにより、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、また、子育てにともなう喜びが実感できるよう、総合的な支援を推進し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを目指します。

計画期間は平成17年度から21年度までの5年間です。

（計画の特徴）

- ・ 専業主婦も含めたすべての子育て家庭への支援という観点からの計画です。
- ・ 保健福祉分野のみならず、教育、まちづくりなど幅広い分野の関連施策を総合的に推進します。
- ・ 家庭や地域の育児力の向上を目指します。特に地域の育児力は、地域の様々な組織、団体の積極的な参加を促す仕組みづくりを推進します。

（計画の概要）

育児力の向上として、子育て中の親子が、気軽に集い相談の出来る場の設置を促進するとともに、地域の中に既存施設を活用するなどして、子どもの居場所を確保します。

仕事と家庭の両立支援のため、保育所の待機児童の解消、子どもルームの全小学校区への設置など、働きながら子育てのできる環境をつくります。

子どもと母親の健康づくりのため、関係機関が連携して安心して子どもを生み育てられる環境の実現を図ります。

次代を担う人間をはぐくむ教育の充実として、幼児教育の充実やボランティア体験、文化・スポーツ活動など多様な経験ができる機会の提供を図り、心身ともに豊かな子どもを育てます。

子育て家庭に安全でやさしいまちづくりのため、地域ぐるみで、子どもを

事故や犯罪から守るための取り組みを推進します。

また、安全で安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進します。

障害のある子どもが安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立を支援します。また、児童虐待相談体制の整備を図ります。

(2) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人々を構成員として、「共に手を携える福祉社会の実現」を目指し、市民や活動団体等との話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るために設置された、社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織です。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、今後ますます、市民に身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されており、そのため、地域で福祉活動を行う人々が、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「地域福祉活動計画」を策定しています。

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としていますが、地域福祉計画は、行政のみならず、市民が協働して行う取り組みを中心として盛り込むものであるのに対し、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等を中心とした民間分野の活動、行動計画です。

平成18年度を初年度とする「第3次地域福祉活動計画」の策定に当たっては、地域福祉計画策定のための地区フォーラム等で出された住民からの様々な意見を踏まえながら検討が進められています。また、両計画の実施に当たっては、十分な連携・協力を図るものとします。

(3) その他の計画との関係

本市では、以上のほかに、「保健医療計画」(平成13年3月)、「新世紀ちば健康プラン」(平成14年12月)、「男女共同参画基本計画(ハーモニープラン)」(平成15年4月)、「交通バリアフリー基本構想」(平成13年11月)などの計画を策定しています。

これらの計画の着実な推進を通じて、身近な生活課題の解決のための支援や地域福祉の基盤づくりを図っていきます。

4 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第4章 地域福祉を進める5つの基本テーマ

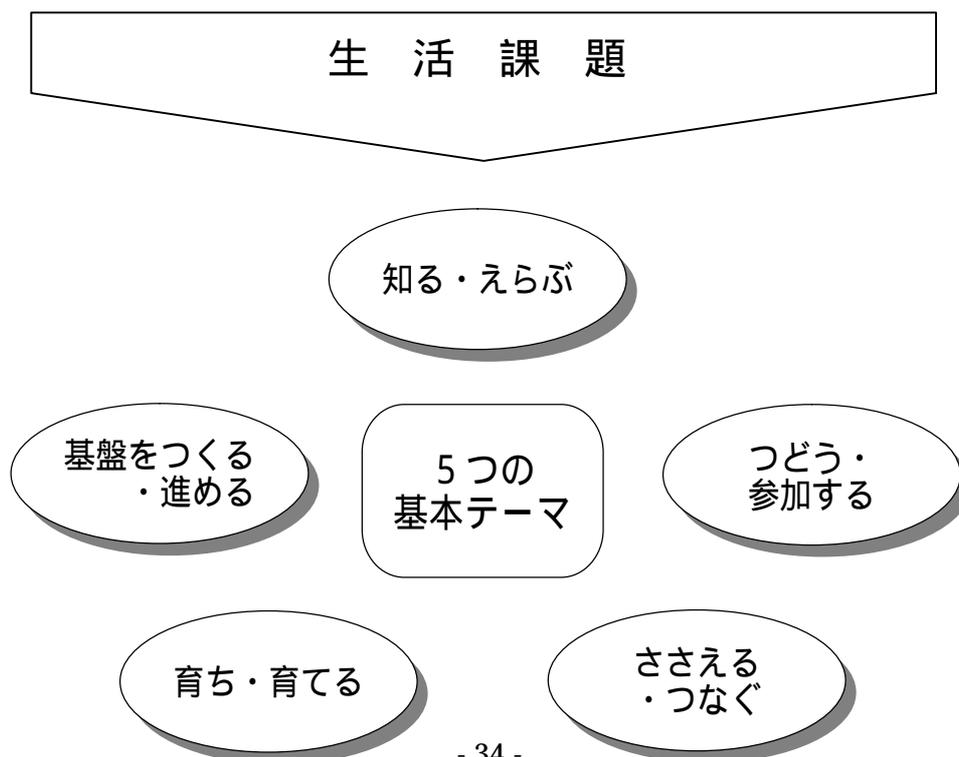
地域ごとに設置された24の地区フォーラムでは、要支援者を含めて地域を構成する様々な立場の人々が、それぞれの立場から、地域福祉の重要な生活課題のキーワードをあげて、委員同士が課題の共有化を図りました。

そして、それぞれのキーワードをベースにして、具体的な解決の方策を議論してきました。

特に、「身近な地域で何ができるか、何が足りなくて、何をしなければならないのか」といった地域福祉の基盤である自助（自分のことは自分で行うこと）・共助（地域住民同士が支え合うこと）を中心にした解決策の検討を重ねてきました。

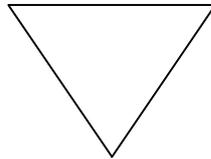
また、各フォーラムで課題の解決策を整理していく中では、地域でいくら力を合わせても実現は難しいが、行政がその基盤づくりを行う、あるいは支援することによって解決が図れるもの、あるいは、地域福祉を高めるために行政が行うべきこと（公助）も整理されてきました。

このような生活課題のキーワードから具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理して、「知る・えらぶ」、「つどう・参加する」、「ささえる・つなぐ」、「育ち・育てる」、「基盤をつくる・進める」という5つの基本テーマに集約しました。



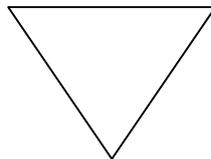
フォーラムでの主な意見

- ・どのような福祉サービスがあるのかよくわからない。
- ・大量の情報の中から必要な情報を入手することが難しい。
- ・地域でどんな活動が行われているのか知らない。
- ・プライバシーの問題があり、情報を共有できない。
- ・介護申請など自分で申請できない人のために、親身に相談にのってくれる人が欲しい。
- ・子育てに不安を感じる親が多く身近な相談者が必要である。
- ・様々な分野でいつでも気軽に相談できる場がほしい。



生活課題

- ・個人の主体性と自己決定権を尊重することを基本理念に、まずは、必要な情報への「アクセス」を保障することが重要です。
- ・正確で十分な量の情報に容易にアクセスできることは、質の高い、個人に適合した福祉サービスを「えらぶ」ことができるようにするための大前提となるもので、必要な情報が必要な人に届くようにすることが求められています。



基本テーマ

知る・えらぶ

- ・高齢者が引きこもりがちで、気軽に茶のみ話のできる場所がない。
- ・高齢者の地域での交流が希薄だ。奉仕活動に参加し、生きがいを見つけてもらいたい。
- ・障害児の居場所、障害者の就労の場が近くにない。
- ・地域において認知症高齢者や障害者に対する理解が乏しい。
- ・子どもが安全に気軽に遊べる施設や場所が近くにない。
- ・子ども会が少人数で、異年齢の子どもたちの交流が出来ない。
- ・子育て中の親同士の交流の場が不足している。また、子育てに不安を感じているお母さんが多い。
- ・公民館主催の講座を受講したくても託児施設がない。
- ・子どもと高齢者、障害者とのふれあう場がもっと欲しい。
- ・町内会に入っても得がない。



- ・社会の中で個人が孤立しがちな現在、まずは地域に暮らす人々が「知り合う」ことが重要です。
- ・既存施設の有効活用を図るなど地域に暮らす人々が出会い、仲間をつくる場所と機会が必要です。
- ・安全で安心なまちづくりを進めるためには、市民が自らの知恵と経験を生かして、だれもが役割を担っていくことが重要です。
- ・ボランティア活動を充実させ、地域の団体、グループ活動を活発化することにより社会参加の機会を増やすことが求められます。



つどう・参加する

フォーラムでの主な意見

- ・独居の高齢者が買い物、ゴミだしなどの日常生活に困っている。
- ・育児に孤立感や不安を抱いている母親がいる。
- ・子どもが巻き込まれる犯罪もあり、子どもが安心して通学したり、遊んだり出来ない。
- ・親なき後の障害者の対応をどうしたらいいか不安である。
- ・障害者が買い物や散歩をしたいと思っても、近くに介添えがない。
- ・知的障害者と家族に、専門的コーディネーターのサポートが少ない。
- ・障害者、高齢者が、災害時に安全に避難できるのか、不安だ。
- ・ボランティアセンターで知的障害児のボランティアが見つからない。
- ・気軽に頼んだり、相談できる人がいない。
- ・障害者の親権者が他界した後も、地域に暮らし続けられるような、地域の人のネットワークがない。
- ・地域にある様々な組織の協力・連携体制がとれていない。

生活課題

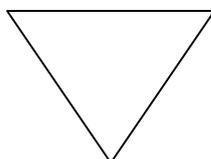
- ・個人の価値観やライフスタイル、プライバシーを尊重しつつ、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等、身近な地域全体で生活を支えることが必要です。
- ・地域住民による防犯体制の組織化と、災害発生時など緊急時の支援体制を構築し、安全・安心のまちづくりが必要です。
- ・地域住民相互の結びつき（町内自治会）、学校関係の結びつき（PTA）、一定の目的や機能による結びつき（NPO、ボランティア、インターネットを通じたつながり）などを有効に生かし、バラバラになった個人を相互に結び付けていくことが重要です。
- ・様々な社会資源（施設、サービス、マンパワー、情報等）を有機的に結びつけ、活用することが重要で、そのためのネットワークづくりが求められています。

基本テーマ

ささえる・つなぐ

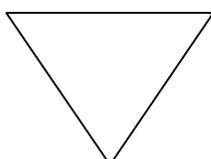
フォーラムでの主な意見

- ・障害のない人は、普段から障害者との触れ合いがないので、交流の仕方がわからない。
- ・障害者に対する偏見や差別があることから、病気を隠す人がいる。
- ・知的障害者を対象としたホームヘルパーの養成研修が少ない(民間養成機関は高齢者対象の養成が主体)。
- ・ボランティアとして活動に参加してくれるのはいいが、知識が不足しているため、かえって迷惑になってしまうことがある。
- ・学校で体験学習などが取り入れられているが、物足りない。
- ・大人になってから、福祉教育を学ぶ機会がない。



生活課題

- ・市民が自ら進んで地域福祉の知識と実践力を身につけることが大切です。
- ・地域活動を活発化するためには、リーダーやコーディネーターの役割を果たす人材の確保など、担い手となる人材を地域で育てることが必要です。
- ・日常生活や学校生活での体験を通して学びあう機会をつくり、福祉のこころをはぐくむことが大切です。
- ・啓発・広報、あるいはボランティア活動等を通じて、福祉のこころを醸成していくことが重要であり、このような研修や活動に積極的に参加することが求められます。

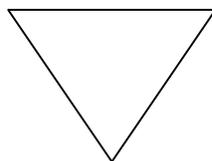


基本テーマ

育ち・育てる

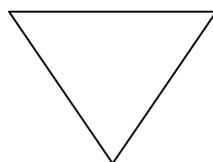
フォーラムでの主な意見

- ・モノレール駅にエレベーターなどがなく、高齢者・障害者にとって困難。
- ・地域福祉活動を行うための拠点が無い。
- ・地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活動計画との違いがわからない。
- ・計画が絵に描いた餅にならないようにしてほしい。
- ・取り組み内容は素晴らしいものであるが、行政以外の実施主体が実際に活動を行ってくれるのか。
- ・計画策定に関わっていない市民に関心をもってもらうことが必要である。



生活課題

- ・市民の自助・共助の活動を支援する観点から地域福祉の基盤づくり（施設、サービス、人材育成、情報等）を進めることが重要です。
- ・「高齢者保健福祉推進計画」、「障害者保健福祉推進計画」、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」等の対象別行政計画に基づく基盤整備が必要です。
- ・地域福祉の担い手として位置づけられている社会福祉協議会の機能強化が必要です。
- ・区地域福祉計画の実施の際には、各区において、住民、地域の団体等が参加する推進組織を設置し、計画を推進することが必要です。

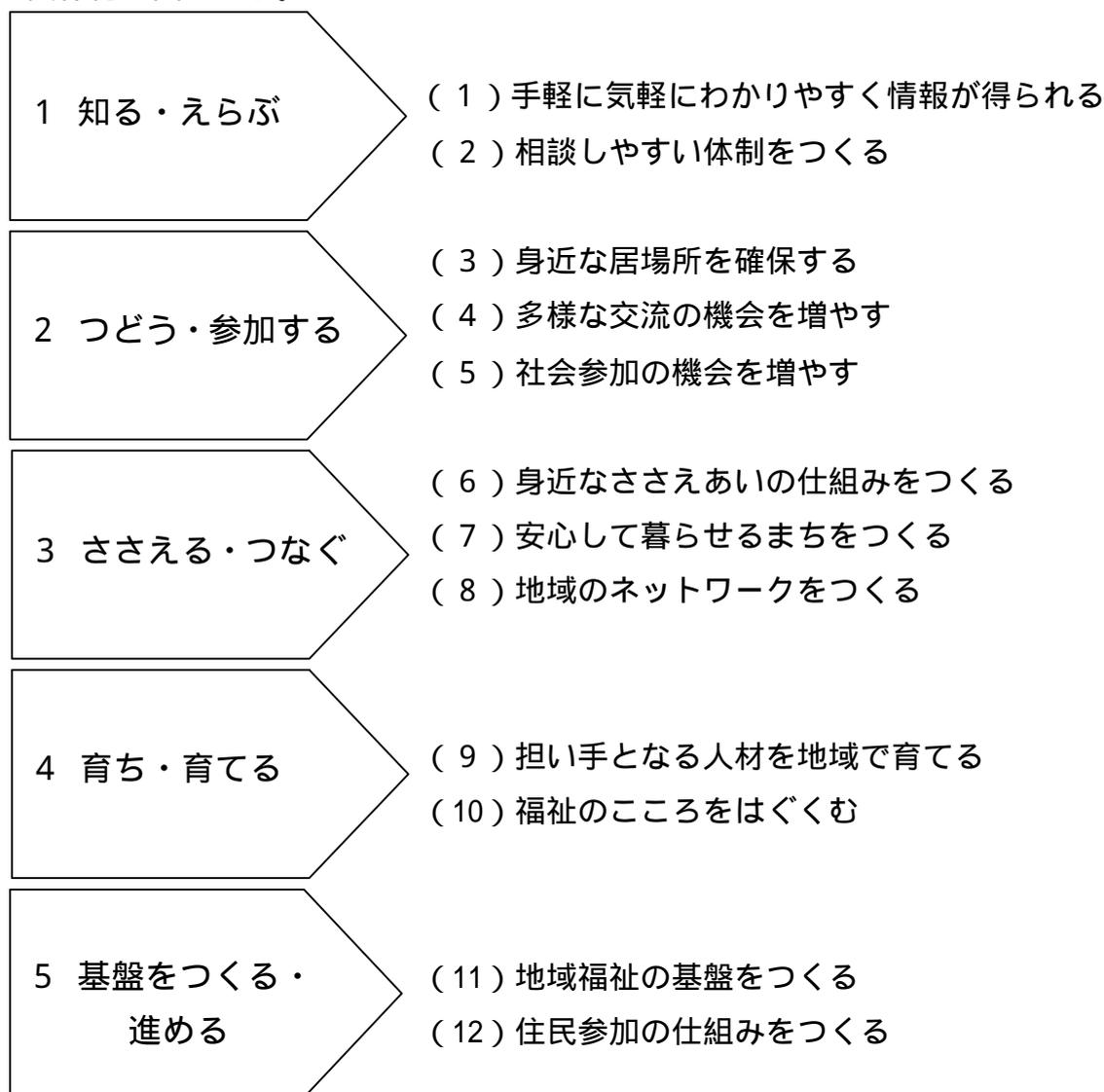


基本テーマ

基盤をつくる・進める

第5章 基本テーマを具体化するための施策の方向

5つの「基本テーマ」については、以下の「施策の方向」を進めることにより具体化を図ります。



(注)

次ページ以降の施策の方向の「主な取組」については、現在策定が進められている「千葉県第2次5か年計画」の検討状況により、項目や内容に変更が生じる場合があります。

1 知る・えらぶ

(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる

課題

市政だよりや各種広報誌、インターネットなど様々な媒体を用いて、多くの福祉に関する情報が提供されています。

しかし、膨大な情報は、ともすれば情報の氾濫をひきおこし、住民が本当に知りたい情報にたどりつかない、わからないといった状況が発生することもあります。

利用者本人が最適な福祉サービスを選択できるようにするためにも、必要な情報を提供する仕組みを充実させることが重要になります。

また、個人情報保護への配慮をしながら、誰もが必要な情報が得られるよう、手軽にわかりやすい伝達方法を整備することが必要です。

施策の方向

地域に住む人たちが、地域に関する情報を手軽にわかりやすく入手できるための環境を整備します。

インターネット等の活用、紙媒体や人を介した情報提供など、誰もが安心して必要な情報が得られるような仕組みをつくります。

また、福祉サービスの第三者評価の取組など、サービスの質の向上に努めます。

なお、個人のプライバシー保護の重要性が高まっていることから、個人情報の取り扱いのあり方について検討します。

主な取組

身近な地域情報の整理と提供

保健福祉に関する情報を中心に、行政、地域、施設の活動・サービス等様々な情報を掲載した福祉マップを作成するなど、様々な情報伝達方法により、地域に関する情報を整理し、提供します。

情報の受け手の立場に立った提供手段の多様化

目の不自由な方のための点字・声（カセットテープ）による市政だよりの発行など、情報の受け手の立場に立った情報提供を推進します。

福祉サービスの第三者評価

利用者がサービスを選択し、安心して利用していくため、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討して行きます。

「簡単じゃないか福祉システム（仮称）」の構築（新規）

市民の自宅からパソコンで、相談の予約・受付や保健福祉サービスの概要が閲覧できるとともに、申請書がダウンロードできるシステムを構築します。

インターネットを活用した健康づくりの情報提供（新規）

生活習慣問診システムなどの活用により、健康教室に参加できない人を対象にインターネット健康教室を開催するなど、健康づくりのための情報を提供します。

子どもホームページの活用

インターネットを通して、子どもたちの興味のある情報や地域の身近な情報など、親子で楽しめる情報を分かりやすく伝えます。

市役所コールセンターの設置

市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。

申請・届出等手続のオンライン化の実現（新規）

インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等の行政手続を行うことができる電子申請汎用受付システムを整備し、電子申請サービスを開始します。

各区で取り組む自助・共助の事例

自分たちの暮らす地域で、利用できる施設や地域のイベント、講習会等の情報を気軽に得られるよう、地域福祉マップや地域情報誌の作成を進めます。

< 取組事例 >

地域情報誌の作成

中学校単位くらいでの地域住民による情報の収集と発信（地域福祉マップの作成等）

地域福祉に関する情報のホームページの開設（社協）

多くの住民が立ち寄る施設、場所を地域情報の提供拠点となるよう、協力を呼びかけていきます。

町内掲示板の活用

ごみステーションに掲示板の設置

コンビニ・郵便局などでの福祉サービス情報の提供

eメールやインターネットを活用して、必要な地域情報が検索できる仕組みを地域ごとに作っていきます。

回覧板の電子データで送付・インターネットでの掲示

町内自治会の回覧板はなるべく手渡しで回覧します。近所づきあいを深めるきっかけとなり、口コミで地域情報も知ることができます。

手渡しで回覧板を渡す

その他

情報を知る側の意識向上

1 知る・えらぶ

(2) 相談しやすい体制をつくる

課題

地域住民同士のコミュニケーションの希薄化により、身近に相談者がいない状況となっています。

また、サービスを必要とする人が、気軽に相談することができないために、サービスに結びつかない場合があります。

このような問題を解決するためには、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があります。

なお、安心して相談できるよう、今まで以上に、利用者の個人情報に配慮した仕組みをつくることが重要です。

施策の方向

各種相談窓口に関する情報を市政だより、インターネット、各種広報誌等で市民に広くPRするとともに、専門職員の配置、窓口職員の対応向上、新たな相談窓口の設置など相談や問い合わせへの対応の強化を図ります。

また、改正介護保険法に基づく地域包括支援センターを設置します。

主な取組

保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」の整備拡充（新規）

保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。

子どもの相談・支援体制の強化

児童の健全育成を図るため、児童に関するあらゆる問題を専門的に調査・診断し、指導を行うため、児童相談所をはじめとして、子どもの相談・支援体制の充実を図ります。また、地域子育て支援センターにおいて、遊びを通じた親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、子育てサークルへ

の支援、子育てに関する情報提供を行います。

子育て支援プラザ(仮称)の運営(新規)

中心市街地の複合施設内の「子育て支援プラザ」(仮称)に、ファミリーサポートセンター機能を移すとともに、子育てコーディネーターが、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。

出産・育児の電話相談(新規)

保健センターに育児相談専用の直通電話を開設。出産する病院の情報提供や新生児の育児の相談を保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などが行います。

子どもと親の相談員活用事業(新規)

小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、保護者と連携しながら、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

子育てサポーターは、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談、子育てに悩みや不安をもつ親等保護者に対して、指導または相談に応じます。また、家庭教育アドバイザーは、専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

地域包括支援センターの創設(新規)

介護保険制度が改正され、平成18年度から介護予防を重視したシステムに転換したことに伴い、各区に地域包括支援センターを整備します。

地域包括支援センターでは、地域住民の心身の健康保持や要介護状態の軽減や悪化を防止するために、総合相談支援、介護予防マネジメント、権利擁護事業などを行う総合的な窓口としての機能を有します。

介護相談員派遣事業の充実

市が委嘱した介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じることにより、疑問や不満、不安を解消し、サービスの質の向上を目指す「介護相談員派遣事業」の充実を図ります。

障害者相談支援体制の充実

地域における、障害児（者）の生活支援及び療育の相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整等を行います。

発達障害者支援センターの運営（新規）

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、ADHDなどの発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核を担う発達障害者支援センターを設置します。

こころの健康センター

市民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、精神障害の社会復帰促進などの援助を行うことにより、精神保健福祉に関する技術的中核機関としての役割を果たし、精神保健福祉活動を推進します。

ハーモニー相談室

ハーモニープラザ内にある「ハーモニー相談室」では、家族、健康、労働など、男女平等に関する様々な悩みをお持ちの方の相談体制を充実します。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域の中で困ったこと、心配事を身近な場所で、気軽に相談できる仕組みを作ります。

< 取組事例 >

こころの健康に対する身近な地域での対応（民生・児童委員など）

よろず相談窓口

身近な場所（公民館・自治会館等）に出張相談（社協）

身近に相談できる人を地域で掘り起こし、育てていきます。

身近な相談者の確保（民生・児童委員、自治会・社協地区部会役員）

多くの住民が立ち寄る公共施設、場所が気軽に相談できる窓口機能を発揮できるよう、協力を呼びかけていきます。

郵便局、銀行など生活に密着している場所への相談窓口の設置

地域の福祉施設が地域住民のための相談機能を発揮できるように、施設や人の充実を図ります。

民間福祉施設での身体介護の講習会の開催など

その他

緊急時の相談体制の確保

民生・児童委員等地域組織の協力体制の充実

声なき要支援者の発見

2 つどう・参加する

(3) 身近な居場所を確保する

課題

かつては、地域の中に商店街や空き地など子どもたちや近所の人が集まる場所があり、楽しく会話を交わす光景が見られました。

こうした居場所は、地域での交流の場として人と人との出会いを生み、地域での人間関係の構築に重要な役割を果たしてきました。

しかし、空き地の減少や商店街の衰退などによりこの様な居場所が失われつつあります。

また、子どもを狙った犯罪が多発し、子どもが安全に遊べる場所を確保することが課題となっています。

施策の方向

地域で暮らす人々が、出会い、交流し、仲間を作るためには、誰もが自由に気軽に利用できる居場所が必要となります。

そのため、学校の余裕教室、空き店舗、空き家、保健センター跡施設などや既存の公共施設をできる限り有効活用して、居場所の確保に努めます。

主な取組

既存施設等の有効活用の促進

保健センター跡施設などの既存の公的施設を有効活用するとともに、空き店舗、空き家などの活用を検討し、その手続きを明らかにするなど具体的な手法を検討します。

学校施設有効活用指針の策定（新規）

新しい形態の学習活動への対応や、学校以外の施設への転用等に関する指針を策定します。

学校体育施設開放事業

スポーツの場の不足を解消するため、学校体育施設を開放し、市民の体

力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を創ります。

ウィークエンドふれあい広場事業

学校週5日制に対応した事業として、青少年相談員が中心となって、地域の子どもたちを対象に、凧づくりや折り紙などの文化的制作・体験活動を行います。

児童センター（仮称）の運営（新規）

児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部（中央区中央）に、子どもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、子どもたちの様々な活動を支援するため、「児童センター」（仮称）を設置するほか、地域の中に子どもの遊び場や居場所の整備を進めていきます。

保育所の休日開放（新規）

保育所の休日に所庭等を開放し、就学前児童とその保護者が安心して過ごせる居場所を提供します。

こども科学館（仮称）整備事業（新規）

子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「こども科学館」（仮称）を整備します。

いきいきセンターの整備

高齢者の健康と生きがいを高め、余暇活動や自主的な活動の活性化を図るとともに、介護予防と交流を促進する拠点として、「いきいきセンター」を各区2か所となるよう整備します。

老人つどいの家の拡充

60歳以上の高齢者が、趣味などにより相互の交流を図り、孤独感を緩和する場として、一般家庭の居室を利用した老人つどいの家の拡充に努めます。

障害児タイムケアの実施

障害のある中・高生を対象としたデイサービス事業の実施を図ります。

ちばっこわくわくキャンパス（地域子ども教室）

放課後、小学校の教室・校庭・体育館で、ソフトバレーなどのスポーツや読み聞かせ、昔遊びなどの文化活動等、様々な体験活動を実施して、子どもたちと地域住民との交流活動を支援しています。

各区で取り組む自助・共助の事例

社協のふれあいサロン等を最大限に活用し、各種事業の充実を図り、地域のだれもが、出会い、仲間をつくる居場所を身近な地域に多く作っていきます。

< 取組事例 >

ふれあいきいきサロンなど高齢者向けサロンの充実を図る。

高齢者向けスポーツクラブ活動を定期的で開催する。

子育て中の親子のための子育てサロンの充実を図る。

放課後児童のための地域子ども教室を設置する。

居場所づくりに地域の公共的施設の有効活用を図ります。

地域にある施設・空き店舗を活用して、誰もが気軽に利用できる拠点づくり

町内自治会館、集会所の活用、コミュニティセンターの活用

幼稚園・保育所の活用（開放日の利用）

空き家・空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

地域住民が居場所情報を発信します。居場所の出前をします。

地域の子ども向けクラブ活動、教室等の開催・募集状況の一覧表を作り、PRする。

出張いきいきサロンの実施

2 つどう・参加する

(4) 多様な交流の機会を増やす

課 題

一人暮らしの高齢者や子育て中の親などは、身近なところに仲間を作りたいと思っても、そのような機会が少なく孤立しがちになっています。

最近では、社協地区部会を中心に実施しているいきいき・ふれあいサロンやいきいき・子育てサロンなど市民主体の交流の機会が増えつつあり、また、保育所での異世代交流やいきいきプラザなどでの交流の機会をつくっていますが、今後もこのような交流の機会をさらに増やしていく必要があります。

また、高齢者、子ども、障害者といった対象者別の交流の機会だけでなく、地域における様々な世代の人々が気軽に参加できる交流の機会をつくっていくことが求められています。

施策の方向

地域に暮らす人々が、様々な交流の機会をもてるよう、地域で気軽に参加できる交流の機会、仲間づくりができるイベント等の機会を充実させていきます。

主な取組

異世代交流の推進

生涯学習活動の一環として、高齢者の豊富な知識や経験、専門的な技能等を、老人クラブやことぶき大学校の活動等を通じて、若い世代に伝承する機会の充実を図ります。

また、児童から高齢者まで、幅広い世代の参加によるスポーツやレクリエーションの実施や交流会の開催等を促進します。

花のあふれるまちづくり「花の都・ちば」の推進

「花の都・ちば」の都市イメージの確立とともに、市民の郷土意識の醸成を図るため、市民、民間団体等との協働により、身近な公園や歩道などの公共空間や中心市街地における花壇づくり、主要な公園における花の名

所づくり、主要な公園における花づくり、未利用地の花畑の整備等を進めます。

子育てリラックス館の充実

家庭や地域での子育て機能の強化、子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を図るため、空き店舗などを活用して、子育てリラックス館を各区に2か所整備します。

育児サークルの支援

育児のための知識の普及と情報交換や子育て親子の友達づくりを目的とする育児サークルの支援を充実します。

保育所（園）地域活動事業

保育所（園）の専門機能を活用し、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。今後、実施保育所数の増等事業の拡充を図ります。

長柄げんきキャンプ

少年自然の家で市立小・中学校の特殊学級及び養護学校の児童・生徒が、他校との合同宿泊学習を通して、基本的な生活習慣を身に付け、社会性を高めます。

学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業

学校・家庭・地域の三者が連携して、各地域の特色ある地域活動を推進することによって、子どもの地域に対する愛着を育みます。

老人クラブ活動の充実強化

地域において、自主的なスポーツ・レクリエーション活動や文化学習活動に取り組む老人クラブへ支援を行うとともに、区の活動拠点の整備など、組織強化に努めます。

また、老人クラブ活動のリーダーを育成するための指導者研修等の充実を図ります。

障害者スポーツ指導者の養成（新規）

スポーツが障害者の生活をより豊かにする視点に立ち、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者が安全で効果的なスポーツ活動が出来るよう、障害者の特性に応じたスポーツ指導者の養成を図ります。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域住民が自らの役割を知り、ひとりでもできる地域福祉活動を実践します。

< 取組事例 >

あいさつ運動、声かけ

近所の子どもと顔見知りになるよう、積極的にあいさつを交わす。

手話を覚える。福祉関連の資格取得に努める。

地域の住民自ら、健康の維持増進に努めます。

規則正しい生活を徹底（食事・運動・睡眠）し、病気にならない。

地域で行われている交流事業の充実に努めます。

いきいきサロン・子育てサロンの充実

子ども会の運営に地域住民が協力する。

障害者と健常者が共同作業（園芸作業、ゴミ拾いなど）

障害者団体が主催するイベントに広く地域住民の参加を呼びかける。

地域の施設を有効活用して、障害の有無や年齢の差に関わらず、誰もが交流できる場や取組を進めます。

小・中学校において総合学習や行事を通して障害児との交流の機会を増やす。

ドッキングプレイス（年齢、障害の有無に関わらず利用できる交流サロン）を設置する。

障害者と健常者の共同作業（園芸、畑仕事、ゴミ拾いなど）

高齢者と子どもたちがごはんを一緒に食べる機会などをつくる

地域の福祉施設の地域住民への開放を促進

公共施設を活用して、地域住民主体の子ども活動を充実

地域で新たな交流のための取組にチャレンジします。

運動クラブで活動していない子どものスポーツを楽しむ場づくり

物知り高齢者と子どもたちが里山や史跡探訪

地域で新たな仲間づくりの機会を創造します。

商店街、駅前、公園などの交流づくりのためのコミュニケーションベンチの設置

2 つどう・参加する

(5) 社会参加の機会を増やす

課題

団塊の世代を始めとして、定年を迎える人がこれまでの経験や技術を活かして、ボランティア活動や地域の諸活動に参加することが期待されています。

障害者やひとり親の中には、働きたくても雇用されずに困っている人がいます。雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やすことが必要です。

また、子をもつ母親は、地域で開催される講演会や講習会などに参加したい気持ちがあっても、子育てにより社会参加の機会を失っています。子育ての負担を軽減し、社会参加を促進する取組が求められています。

施策の方向

誰もが自立し、生きがいに満ちた生活を送れるよう、地域活動や就労など社会参加への機会づくりに努めます。

主な取組

シルバー人材センターの機能強化

高齢者の知識や技術、経験等を社会で積極的に活用できるように、市民や企業に対して、(社)千葉市シルバー人材センターの事業内容等のPRを積極的に行い、会員の増大や就業機会の拡大に努めるとともに、支所等の組織の強化に努めます。

また、高齢者が就業するための技能の習得や研修活動についても充実させていきます。

ことぶき大学校の園芸学科新設(新規)

60歳以上の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己教育」・「地域・世代間の交流」・「社会参加の促進」・「人材育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供することぶき大学校に、園芸学科を新設します。

障害者の就労支援(新規)

障害者の自立と社会参加の促進のため、職場体験実習事業を実施するとともに、障害者パソコン講座を開設し、パソコン技能を身につけ就労の機会の拡充を図ります。

休日保育の拡充

日曜日、祝日及び年末の保育需要に対応するため、休日保育を拡充し、全区で推進します。

一時・特定保育の拡充

保護者の断続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭、または育児疲れ等の保育需要に対応するため、一時・特定保育事業を拡充します。

マミーズサポート(新規)

育児疲れや育児ストレスに対応するため、保健福祉センターにおいて、月1回程度地域のボランティアによる一時預かり、相談、交流事業を実施します。

母子家庭等の就業自立支援

母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談や講習会の実施など就業支援策を拡充します。

また、より良い就業に向けた能力を開発するために「自立支援教育訓練給付金事業」「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を実施します。

若者の就職支援(新規)

仕事に関して様々な悩みを持つ若者を対象として、キャリアカウンセラー、心理判定員を配置したきめ細やかな各種相談を行うなど、就業や就労の定着化の促進を図ります。

交通アクセスの確保

交通不便地域の解消や、高齢者等の外出支援、公共施設へのアクセス強化など日常生活の身近な足となるコミュニティバスの運行を図ります。

また、都市モノレールの延伸整備を進めるなど、交通体系のさらなる整備に努めます。

各区で取り組む自助・共助の事例

○ 家に引きこもりがちな高齢者の社会参加を応援します。

< 取組事例 >

引きこもり高齢者への巡回による健康相談や話し相手を派遣する。

子育て中の親の社会参加を応援します。

子育て中の親の社会参加を促進するため、地域による子どもの一時預かり
社会参加のきっかけを見つけられない障害者の社会参加を応援します。

引きこもりの障害者のための戸別訪問

地域内行事に障害者が参加するよう行事種目の工夫や啓発活動を行う。

障害者の就職先を地域で見つけ、仲介する。

地域住民が障害者の手作り製品の展示即売を支援する。

地域で雇用促進を応援します。

障害者・高齢者が地域で働ける場所を地域で探し、仲介する。

閉じこもりがちな若者の社会参加を応援します。

地域における閉じこもりがちな若者の自立を支援する。

外出の支援を行います。

外出支援（運転ボランティア）の活用

乳幼児の一時預かり、障害者の家族の休息（外出など）

3 ささえる・つなぐ

(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる

課題

都市化や核家族化の進展と平均寿命が延びたことで、地域にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えてきています。こうした状況のなかで、近くに親族が住んでいないことから、ちょっとした援助も受けられない、高齢者が高齢者を介護しているといった課題が上がっています。

また、核家族化により、子育ての不安を相談できずに孤独を感じている母親もいます。

身近な地域で住民同士がお互いに支えあう仕組みをつくることが求められています。

施策の方向

すべての住民が、必要な時に適切な保健福祉サービスを地域で暮らしながら利用できるように、各種のサービスや相談体制の充実を図っていきます。

また、地域で住民による支えあいの仕組みをつくる活動を支援していきます。

さらに、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう権利擁護や成年後見制度の推進を図るほか、関係機関の連携のもとに虐待やDV問題への対応を図ります。

主な取組

権利擁護、成年後見制度の推進

判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、千葉市社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を実施する「地域福祉権利擁護事業」を成年後見制度との連携を図りつつ行います。

身よりのない認知症高齢者等であって、判断能力が不十分なことから、福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難なため、

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、経済的な理由によってこれを利用できない方に対し、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

また、社会福祉協議会が法人後見を担うことについても検討します。

地域包括支援センターの創設（新規）(再掲)

包括的、継続的な介護予防等のマネジメントや権利擁護事業を行う地域包括支援センターを各区に設置します。

地域保健推進員活動

「地域保健推進員」は、子育ての経験がある方で、市から委嘱を受け活動しています。

地域保健推進員が、それぞれ担当地区を持ち、地域の身近な相談役として、主に2か月児の家庭訪問と育児サークル等の事業協力をし、地域と各区保健センター（保健福祉センター）のパイプ役をしています。

各区サービス調整チームの活動

地域における高齢者、障害者、難病疾患、育児等に関する個々の処遇困難な事例について、迅速かつきめ細やかな対応を図るため、保健・医療・福祉関係者等から構成される「サービス調整チーム会議」を開催し、相談・支援等を行います。

ファミリー・サポート・センターの充実

「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織です。今後、各区にサブリーダーを置くなど事業の拡充を図ります。

安心電話、緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備

ひとり暮らしの高齢者に対し、電話による安否確認などを行います。また、急病時に対応するための緊急装置を給付します。このほか、徘徊により高齢者が行方不明になった場合の警察と市による連絡網を整備しています。

児童虐待・DVへの対応

児童虐待の防止等に関する法律の改正に伴い、児童虐待防止のため、民生・児童委員、小・中学校や養護学校の教諭を対象に、研修会を実施しま

す。また、平成17年度に児童虐待対応マニュアルを改訂し、小中学校をはじめとした関係機関に配布しています。

児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、医師会、警察、家庭裁判所、法務局など、関係機関との連携を図っていきます。

高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定に伴い、地域包括支援センターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取組を進めます。

障害のある子どもの学校生活サポート(新規)

学校生活において介助の必要な子供に対し地域のボランティアの派遣を行います。

コミュニティビジネスの支援(新規)

コミュニティビジネスの促進のための環境づくりを進めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。

ホームレス対策

巡回相談員による生活実態等の把握を行います。

また、庁内に設置した関係部局によるホームレス問題連絡会議において、自立支援の施策に関する情報交換や連絡調整を行うなど必要な対応を図ります。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域での見守り体制をつくる

< 取組事例 >

民生・児童委員を中心とした見守り体制の整備

要支援者の把握（ひとり暮らしの高齢者、障害児者など）

民生・児童委員への橋渡しをするボランティアを推薦する。そのメンバーは元気な高齢者を中心に構成する。

地域ボランティアセンターの創設

暮らしの助っ人隊の結成

グループをつくり、地域福祉の推進活動に積極的に参加していきます。

子ども相談応援隊の訪問体制づくりを進める。

経験や知識を生かして、社会福祉施設でお手伝いする。

地域の福祉課題を話し合う「私たちの福祉を考える会（仮称）」を設置

もっている知識や技術を生かして地域活動に参加し、貢献する。

身近な生活を支援する

買物・掃除・洗濯・ゴミ出しなどの家事支援や散歩に付き添う。

食事の配達サービス

日曜大工サービス

土日など子どもが休みのときの学習支援

町内自治会に見守りチームを設け、要支援者を支援する。

（ひとり暮らしの高齢者への声かけ、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守り）

子育て経験者が、子育ての不安を抱いている親にアドバイスをする。

発育に対する不安などを解消するために専門カウンセラーを呼んで講習会を開催する。

ひとり親家庭への訪問などによる見守り支援（民生・児童委員と連携して町内自治会や社協地区部会が行う。）

高齢者世帯などの低層階への住み替え支援（低層階の空き部屋情報の提供）

子育て家庭への家庭訪問の充実（地域保健推進員）

コレクティブハウジング（独立した専有の住居とみんなで使う共有スペースを持ち、生活の一部を共同化する住まい）の推進

回覧板での「困った欄」の設置

3 ささえる・つなぐ

(7) 安心して暮らせるまちをつくる

課 題

近年、子どもを対象とした犯罪が増加していることから、登下校時、遊び場における子どもの安全の確保が重要な課題となっています。

また、犯罪の増加・凶悪化に対し、地域における防犯体制の整備が求められています。

災害時におけるひとり暮らしの高齢者や障害者への支援など、緊急時の対応が地域の課題となっています。

施策の方向

地域住民による防犯体制の組織化に努めるとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築し、安心して生活できる地域づくりに努めます。

主な取組

市民防犯活動の支援

地域の防犯活動を実施している団体などに、パトロール活動に必要な物品の配付など、防犯パトロール隊の育成・支援を行います。また防犯街灯設置の助成、防犯活動に関する講座の実施を行います。

地域防犯ネットワークの推進（新規）

地域防犯連絡会の設置、防犯情報システムの構築を図ります。

高齢者の消費生活サポートネットワーク（新規）

高齢者向けの消費生活に関するパンフレットの作成・配布や、悪質商法による被害の防止に向けたサポートネットワークづくりを推進します。

学校セーフティウォッチ

「安全・安心な学校づくり」のため、地域住民や保護者が登下校時及び在校時における見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア（セーフティウォッチャー）を推進します。

子ども110番の家

各中学校区青少年育成委員会が地域の方々に依頼しご協力いただく「子ども110番の家」の指定を増やし、子どもたちは、危険と感じたらいつでも緊急に避難できるよう、子どもたちの登下校時における安全の確保を図ります。

交通安全総点検

安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。

自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合、一人の力には限界があります。地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。

災害情報ネットワーク(新規)

災害情報を収集・伝達するネットワークの構築や、地震ハザードマップを作成します。

災害時ボランティア活動の推進

社協ボランティアセンターでは、市民の災害時のボランティア活動に関する理解と関心を深めるため、講座の開催や、関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練等を通じて、組織化や連携体制の確立を目指します。

災害時における、要支援者への対応

寝たきり高齢者や障害者など、災害時における要支援者に関する情報を防災関係者と共有するなどの必要な支援策について検討を進めます。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域の防災組織の結成と住民参加の促進

< 取組事例 >

災害時における要援護者の避難支援策

自主的な防災訓練、小地域での防災活動

災害時対応の専門家を呼んでの講習会の実施

避難マニュアルの作成

地域ごとの緊急連絡網の作成

防災意識の向上のための運動

防災マップの作成

地域の防犯組織の結成と住民参加の促進

小中高生による危険か所の実地体験を通し、地域の防犯に役立てる。

子ども110番の家の登録数を増やす。

学校安全ボランティアへの多くの住民の参加促進

防犯パトロールの実施

新聞・郵便配達員との協力による防犯体制の整備

緊急時の安心カードの作成と活用

防犯意識の向上のための運動

防犯マップの作成

地区ごとに災害・防災に対する事務所を設置する。

安全・防犯に関する広報活動

交通・防犯講習会への積極的な参加を呼びかける。

コラム 自主防災組織の加入率の推移

町内自治会などが単位となって、いざというときに地域での初期消化活動や救出・救護活動、避難場所等への安全な移動などを図るために組織である自主防災組織の加入率は、年々増加の傾向にあります。

今後とも、広報活動や自治会等への働きかけによる加入率の向上が期待されます。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	57.2	58.1	59.1	60.5	62.1
中央区	63.6	64.1	63.0	64.4	63.4
花見川区	47.9	49.7	56.1	58.1	62.4
稲毛区	65.1	65.6	64.0	64.4	67.2
若葉区	55.7	56.5	57.4	60.2	60.6
緑区	39.2	40.7	40.0	40.9	40.6
美浜区	64.9	65.9	66.8	67.6	70.1

各年とも3月31日現在

コラム 地域の防犯パトロール隊

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの心がけと防犯対策に備えて、地域全体で協力しあうことが大切です。

現在、地域の防犯活動を実施している防犯パトロール隊は、町内自治会等を中心に約300団体が結成されています。

今後とも、多くの町内自治会で設置し、活動を展開することにより、犯罪の発生防止のみならず、地域のコミュニティの醸成や犯罪の起こりにくいまちをつくるという観点からも、大変効果があるものと期待されています。

3 ささえる・つなぐ

(8) 地域のネットワークをつくる

課題

誰もが安心して暮らすためには、地域で支え合う力を向上させるとともに、適切な相談窓口や福祉サービスへつなぐことが重要です。

そのためには、町内自治会や民生・児童委員、社協地区部会などの関係団体や組織、また、ボランティア、NPOなどが、住民と地域のネットワークをつくり、地域の福祉サービスを必要とする人への見守りや支援を行っていくことが求められています。

施策の方向

町内自治会や民生・児童委員、社協地区部会などの地域組織の活動を強化するとともに、ボランティアやNPOなどとのネットワークづくりを推進していきます。

また、ボランティアに意欲を持つ人と支援を求めている人をつなぐボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な取組

社協地区部会活動の活性化

市内全域において小地域福祉活動が展開されるよう、社協地区部会の未設置地区の解消に向けて支援を行います。また、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めていきます。

ボランティアセンターの機能強化

幅広い住民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高

まるよう、相談、支援業務の充実を図っていきます。

また、各区保健福祉センターの設立にあわせて、区ボランティアセンターを整備します。

ボランティアーズカフェ（V's cafe）（新規）

身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアーズカフェ（V's cafe）を整備します。

コラム ボランティアセンターの役割

1 活動の啓発と参加促進

幅広い市民にボランティア活動についての理解と関心を深め、また、積極的な活動の参加を図るため、情報の提供や講座の開催を行います。

2 相談・支援体制の充実

ボランティア活動をしたい市民及びボランティアの支援を必要とする市民への相談・支援業務を充実させ、両者のコーディネート役を担うとともに、ボランティアへの支援を行います。

3 活動拠点の整備

各区ボランティアセンター内にボランティア活動室を整備し、地域のボランティア活動を活性化するサポートをします。

4 災害時のボランティア活動の推進

災害時のボランティア活動についての関心が高まるとともに、平常時からネットワークづくり等の取組が重要視されています。

市民向けの講座の開催や、各関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練等を通して、平常時のネットワークづくりに取り組みます。

ボランティア保険制度

地域で活躍しているボランティアや団体が安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知徹底に努めます。

子育て支援連絡協議会（仮称）の設置（新規）

次世代育成支援を総合的・効果的に推進するための推進母体として、子育て支援連絡協議会（仮称）を設置します。民間企業、保育、教育、医療

関係者などを構成メンバーとした協議会を設置し、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。また、事業主における次世代育成支援などの取組みの普及・促進を図ります。

子育てフォーラム（仮称）の推進（新規）

地域における子育て支援の地域ネットワーク構築などを視野に入れ、地域に活動している様々な団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として集う子育てフォーラム（仮称）を設置します。

市職員によるボランティア

市職員がボランティアに積極的に参加できる環境を整えるため、ボランティア休暇の取得促進のための環境を整えるとともに、休日における地域でのボランティア活動の啓発に努めます。

子どもや子育てに関する市職員の地域貢献活動

子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータベースを作成し、庁内ネットワークを活用して、市職員に情報を提供して、活動への参加を促進します。

市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化

福祉サービスの提供や課題解決など、地域福祉推進の担い手であるNPOなど市民公益活動を行っている団体同士の情報あっせんに努め、団体間のネットワーク構築を支援します。

大学等と連携した地域活動の推進

大学と行政が連携して、大学の有する知的財産・人的資源及び専門知識と行政の有する地域情報やノウハウを相互活用することにより、地域が抱える課題を共有し、ニーズの共同研究を行い、地域活動を推進します。

道路ボランティアの支援（新規）

道路の清掃・美化活動に関わるボランティア活動を支援します。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域を構成する組織等が連携を図ります。

< 取組事例 >

老人クラブ間の交流

福祉施設と関係機関のネットワークをつくる

地域コーディネート組織の設置

社協のコーディネート機能を強化する

既存組織の加入率の向上、活性化を図ります。

町内自治会の加入を増やすために未加入者に働きかけをする（特に若者への声かけ）。老人クラブの後継者の育成、会員数の加入拡大

すべての地区に社協地区部会を設置する。

社協地区部会の活動を推進する。

子ども会活動を充実させる（活動プログラムの充実、魅力あるテーマの設定）。

地域と大学との共同研究、共同事業

大学の地域活動への積極的な取組

空き店舗を活用した居場所づくりの共同研究

4 育ち・育てる

(9) 担い手となる人材を地域で育てる

課題

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が地域福祉の理解を深め、地域福祉活動に参加することが必要です。

また、すでに活動を展開している人は、より知識を深め、自らの能力を高め、地域のリーダーとして活躍することが期待されます。

そのような人材が多く育つことにより、よりきめ細かな地域福祉を展開することができます。

施策の方向

住民自らが地域福祉の知識と実践力を高めることができるよう、各種研修を充実させ、また学習の機会を増やし、地域福祉を担う人材を育てます。

また、研修などを受けた人が地域で活躍できるような仕組みをつくり、多くの市民がそれぞれの地域で活動しやすい環境をつくっていきます。

主な取組

民生・児童委員、主任児童委員の研修

地域住民の複雑多様化する福祉ニーズに応えるために、研修について内容の充実を図ります。

また、児童健全育成活動、母子保健活動の推進など地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対する研修を充実させ、さらなる資質の向上に努めます。

ヘルスサポーターの養成

日常生活習慣を改め、生活習慣病のリスクを減らし、健康でしかも質の高い長寿社会の実現を目指すため、研修、講習会などを開催し、「自分の健康目標をたて、それを実現するために、「健康づくりを实践する人」(ヘルスサポーター)の養成を推進します。

食生活改善推進員の養成

子どもから高齢者までを対象に、食生活を通して地域住民の健康づくりのために活動をしているボランティアの「食生活改善推進員」(愛称「ヘルスマイト」)の養成を推進します。

認知症サポーターの養成(新規)

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人を、各々の生活場面においてサポートするなど地域で実践することができる「認知症サポーター」の養成に努めます。

ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進

「ことぶき大学校」を受講した卒業生が、そこで得た知識や技能を使って地域で活動できる環境の整備に努めます。

市職員による出前講座

専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による福祉活動に寄与するべく、地域に出向いて行う「出前講座」を始めます。

例えば、結婚前の方や子育て中の方に、企業の社員研修の場を活用して、「家庭教育講座」を実施し、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行います。

社会福祉研修センター

社会福祉事業に従事する方に対して、幅広い研修を計画的かつ体系的に行い、地域福祉を担う人材の養成及び資質の向上を図ります。

公民館等における指導者及び各種ボランティア養成

団体・グループ活動の中心となるリーダー等の養成の一環として、子どもを対象とする活動に携わるリーダー・ボランティアの養成を図り、各種活動の充実に努めるとともに、社会のニーズにより適合した講習会等の充実に努めます。

ボランティア育成・活動支援の推進

国際化に対応した外国人市民とともに生きる地域社会の形成のため、ボランティア通訳の養成などを図ります。

ユースリーダーの養成

青少年活動のリーダーを養成するため、高校生・大学生を中心に宿泊研修を実施します。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域福祉を担う人材を掘り起こし、人材の育成に努めます。

< 取組事例 >

活動中のボランティアを研修講師まで養成する。

老人つどいの家を趣味の場だけでなく、ときには話し合い聞き合うプロモーターの確保をする。

地域福祉人材バンク（町内自治会などに地域ボランティアセンターの設置）をつくる。

社協のボランティアセンターの機能強化、利便性の向上を図る。

4 育ち・育てる

(10) 福祉のこころをはぐくむ

課題

誰もが地域で自立し、安心して生活していくためには、地域に住む人が、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が持つ価値を認め合うことが大切です。

一人ひとりの人間の差異、その関係の多様性を認め合うこと、思いやり、助け合いのこころをはぐくむことが求められています。

施策の方向

あらゆる場と機会を通して、福祉のこころの醸成（こころのバリアフリー）に努めます。

また、子どもたちの福祉のこころの芽吹きを促進するため、家庭、地域、学校がともに連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくっていきます。

主な取組

児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動

児童福祉週間（5月）障害者週間（12月）等を通して、地域とともに、児童福祉の理念、子どもを取り巻くいろいろな問題への社会的関心を高め、障害者の自立と社会参加への意欲及び地域住民に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるようにします。

また、地域福祉に対する取組の周知を行い、住民に対する活動の紹介や新たな参加の一助になるよう努めます。

敬老の日を通しての高齢者を敬う意識啓発

敬老の日を通して多年にわたり地域社会の発展に貢献したお年寄りに対する感謝の意識啓発を行います。また地域の高齢者に対する福祉活動や元気な高齢者の地域での活動を紹介し、地域福祉推進の一助とします。

学校における総合学習の時間を通しての福祉教育

総合学習の時間等を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、障害のある人もない人も互いに支えあいながら地域で普通に暮らしが出来る「ノーマライゼーション」の心の醸成に努めます。また、千葉県指定推進校の指定を進め、ボランティア活動等を通して、福祉教育の推進に努めます。

ボランティア教育の推進

実施校にボランティア教育推進委員会を設置し、活動を推進する中で、ボランティア精神を養います。

各区で取り組む自助・共助の事例

地域住民が生涯にわたり福祉について正しい知識や理解を身に付けるよう、地域で講座や学習会、体験学習会を開催し、ひとりでも多くの住民が参加するよう呼びかけていきます。

< 取組事例 >

地域におけるボランティア講座の定期開催と参加の呼びかけを行う。

福祉のこころを喚起・啓発する取組（こころのバリアフリー）を行う。

障害者との継続した、ふれあいづくり（幼稚園から大学、企業まで）を行う。

福祉体験学習会（手話・車椅子など）を開催する。

社会福祉施設におけるボランティア活動に参加する。

子どもの頃から福祉のこころがはぐくまれるよう、家庭や地域で、子どもたちが学習する機会と場所をつくっていきます。

家庭や親戚の中で、子どもに介護などの体験をさせるなど福祉の学習に努める。

学校での学習を踏まえて、家庭でも親子で福祉について考え話し合う機会をもつ。

幼児期から障害児とのふれあいづくりを行う。

5 基盤をつくる・進める

(11) 地域福祉の基盤をつくる

課題

地域福祉を推進していくためには、住民参加による自助・共助の取組を進めるとともに、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、地域福祉の基盤の整備を今後も行政が中心となって進めていく必要があります。

これまでも、バリアフリーの推進や保健福祉センターなど拠点となる施設整備を進めてきましたが、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

将来にわたって安定的、持続的に保健福祉サービスを市民に提供していくために、保健福祉センターの整備、バリアフリーのまちづくり、各種行政計画に基づく必要な施設整備など地域福祉を進めるための基盤づくりを進めます。

主な取組

保健福祉センターの整備

市民一人ひとりの保健福祉ニーズにあわせた相談からサービス提供までを総合的かつ効率的に行うとともに、地域保健福祉活動の場を確保した、保健福祉の拠点施設として、保健福祉センターの各区への整備を推進します。

地域包括支援センターの創設（新規）（再掲）

高齢者の心身の健康保持のために、総合相談支援、介護予防マネジメントなどを行う地域包括支援センターを整備します。

バリアフリーのまちづくりの推進

乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を進めます。

鉄道駅舎のエレベーターの整備

高齢者や障害者等の公共交通機関の円滑な利用を図るため、ＪＲ・京成・千葉都市モノレールの駅舎にエレベーターを設置します。

バス停の機能充実

バス停の上屋・ベンチ・バスバースの整備を行います。

歩道の改良

歩道の段差解消や視覚障害者用ブロックを設置するなど、道路利用者に安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

放置自転車対策の推進

通行の障害となる放置自転車を解消するため、自転車駐車場の整備や違法駐車撤去の強化及び利用者マナーの啓発を図ります。

学校へのエレベーターの設置

学校エレベーターの設置を推進します。

公共施設における子育てバリアフリー化

本庁・各区役所において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベット、授乳室、キッズコーナー等の設置を計画的に行います。

個別対象別計画の着実な推進

高齢者保健福祉推進計画、障害者保健福祉推進計画、夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）などの個別対象別計画に基き、施設整備やサービスを着実に推進します。

5 基盤をつくる・進める

(12) 住民参加の仕組みをつくる

課題

地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、活動への住民の主体的な取組が不可欠です。

現在、地域福祉を実践している町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織と行政が連携を強め、より多くの住民が活動に参加する仕組みをつくる必要があります。

施策の方向

地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会の機能を強化し、社会福祉を目的とする事業の企画及び、実施、住民の参加のための支援を行います。

また、各区の地域福祉計画を着実に推進するための組織をつくり、地域福祉に関する理解を広め、多くの住民参加につなげていきます。

主な取組

社会福祉協議会の機能強化

住民に身近な地域で、住民が主体となり、地域の実情にそった地域福祉を行っている社協地区部会が、地域福祉活動を積極的に推進できるよう支援していきます。

また、社会福祉協議会では、地域に身近な組織として区ごとに区事務所・区ボランティアセンターを設置し、区内の地区部会への支援をはじめ、福祉サービスや各種相談事業、ボランティアの養成を行っています。こうした実施体制を充実していきます。

地域福祉に関する広報活動（新規）

住民参加による活動計画の内容を多くの地域住民に知ってもらうことが

必要です。そこで、計画と住民による活動の理解を広め、住民参加の促進を支援するため、地域福祉に関する広報活動の推進に努めます。

地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置（市、各区）（新規）

プランの着実な推進を図るため、市及び各区に地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置します。

1 市の地域福祉計画推進協議会（仮称）

地域福祉計画の取組状況を把握し、市の計画に基づく事業等の進捗状況を確認するとともに、今後の取組や計画の見直しについての議論を行います。

2 各区の地域福祉計画推進協議会（仮称）

（1）各区の地域福祉計画の円滑な実施を図るため、各区に「地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

（2）同協議会は、区計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整を行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

（3）委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

市民参加条例の制定（新規）

市政情報の公開、市民意見の反映、市民公益活動の支援などの施策を、条例として制度化します。

広聴事業の充実（新規）

インターネットモニターの選任やアンケートを実施するなど、広聴事業の充実を図ります。

都市計画マスタープラン地域別構想の作成促進（新規）

市民が主体で行う身近な地域のまちづくり方針の作成を促進します。

「やってみようよまちづくり」支援事業

地区計画や建築協定などの市民の参加と協働による地区レベルのまちづくりを支援します。